

吸収合併に係る事後開示書面

2026年4月1日

株式会社オンザページ

吸収合併に係る事後開示書面
(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

2026年4月1日

東京都中央区銀座一丁目8番14号
株式会社オンザページ
(旧商号 株式会社ノバレーゼ)
代表取締役 渋谷 守浩

株式会社ノバレーゼ(2026年4月1日付で商号を株式会社オンザページに変更しております。以下「甲」といいます。)及び株式会社エスクリ(以下「乙」といいます。)は、両社が締結した2025年11月14日付吸収合併契約に基づき、2026年4月1日を効力発生日とし、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます)を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、以下のとおりです。

1. 本合併が効力を生じた日

2026年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項(会社法施行規則第200条第2号)

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本合併をやめることを請求した乙の株主はおりませんでした。

(2) 会社法第785条及び第787条並びに第789条の規定による手続の経過

ア 会社法第785条の規定による反対株主の買取請求

乙は、会社法第785条第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定に基づき、2026年2月26日付の電子公告により、乙の株主に対して、本合併を行う旨、並びに甲の商号及び住所の公告を行いました。所定の期間内に、会社法第785条第1項の規定による株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

イ 会社法第787条の規定による新株予約権買取請求

乙は、新株予約権を発行していなかったため、本合併において、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

ウ 会社法第789条の規定による債権者の異議

乙は、会社法第789条第2項及び第3項の規定により、2026年2月26日付の官報及び電子公告により、乙の債権者に対して、本合併を行う旨、甲の商号及び住所、乙及び甲の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨の公告を行いました。所定の期間内に、会社法第789条第1項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項(会社法施行規則第200条第3号)

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本合併をやめることを請求した甲の株主はおりませんでした。

(2) 会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

ア 会社法第797条の規定による反対株主の買取請求

甲は、会社法第797条第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定に基づき、2026年2月26日付の電子公告により、甲の株主に対して、本合併を行う旨、並びに乙の商号及び住所の公告を行いました。所定の期間内に、会社法第797条第1項の規定による株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

イ 会社法第799条の規定による債権者の異議

甲は、会社法第799条第2項及び第3項の規定により、2026年2月26日付の官報及び電子公告により、本合併を行う旨、乙の商号及び住所、甲及び乙の計算書類等に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨の公告を行いました。所定の期間内に、会社法第799条第1項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

甲は、本合併の効力発生日をもって、乙の資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第200条第5号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

2026年4月14日までに申請する予定です。

7. その他吸収合併に関する重要な事項(会社法施行規則第200条第7号)

(1) 甲は、2026年3月19日付で、本合併に係る吸収合併契約について株主総会の承認を得ております。

(2) 乙は、2026年3月17日付で、本合併に係る吸収合併契約について株主総会の承認を得ております。

(3) 当社は、本合併にあたり、本合併の効力が発生する前日の最終の乙の株主に対し、その保有する乙の普通株式1株について、甲の普通株式0.558株の割合をもって割り当てております。

(4) 本合併により、甲の資本金及び準備金の額に変更はありません。

(5) 乙が発行していたA種種類株式については、2026年3月31日付でA種種類株主により金銭対価取得請求権が行使されており、乙は取得請求権の行使により取得したA種種類株式の全部を同日付で消却しています。

以上

別紙

会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

吸収合併に係る事前開示書面

2026年2月26日

株式会社エスクリ

吸収合併に係る事前開示書面
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

2026年2月26日
東京都中央区日本橋小網町6番1号
株式会社エスクリ
代表取締役 渋谷 守浩

当社は、2025年11月14日付で、株式会社ノバレーゼ（以下「ノバレーゼ」といいます。）と株式会社エスクリ（以下「消滅会社」といいます。）は、2025年11月14日、合併契約を締結し、2026年4月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項第1号）

別紙1記載のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号及び第3項）

(1) 合併対価の総数及び割当ての相当性に関する事項（同条第3項第1号）

① 本合併に係る割当ての内容（合併比率）

会社名	ノバレーゼ (吸収合併存続会社)	当社 (吸収合併消滅会社)
合併比率	1	0.558

(注1) 本合併に係る割当比率（以下「本合併比率」といいます。）

当社の普通株式1株に対して、ノバレーゼの普通株式0.558株を割当て交付します。ただし、本合併の効力発生までに、現時点で当社が保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲（本合併の効力発生の直前時）の株式を消却することを予定しているため、当社が2025年12月31日時点で保有する自己株式278,065株については、本合併による株式の割当てがなされることは予定しておりません。

(注2) 本合併により交付するノバレーゼの株式数：普通株式13,100,884株（予定）

上記の交付株式数は、今後、当社の株主から株式買取請求権の行使がなされる等して、本合併の効力発生の直前時までの間に当社の自己株式数の変動等が生じた場合には、修正される可能性があります。

また、ノバレーゼは、本合併により交付する株式数のすべてを、新たに普通株式を発行することにより充当する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本合併によりノバレーゼの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することになる当社の株主の皆様におかれましては、ノバレーゼに関する以下の制度をご利用いただくことができるほか、一部証券会社で取り扱っている単元未満株式での売買が可能です。なお、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売買することはできません。

・単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、ノバレーゼに対し、自己の保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度で

す。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本合併に伴い、ノバレーゼの株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

② 本合併に係る割当ての内容の根拠等

i. 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって、公正性・妥当性に配慮し、それぞれ独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼し、それぞれ合併比率算定書を受領いたしました。ノバレーゼは第三者算定機関として株式会社日本M&Aセンター（以下「日本M&Aセンター」といいます。）を起用し、当社は第三者算定機関として株式会社J-TAPアドバイザー（以下「J-TAPアドバイザー」といいます。）を起用いたしました。

ノバレーゼにおいては、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）からの法的助言や当社に対する財務・税務・法務DDの結果等を受け、第三者算定機関である日本M&Aセンターによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果のレンジを踏まえ、当社と複数回協議を行い、また、ノバレーゼが設置した特別委員会から提出された答申書の内容を最大限尊重しながら、本合併比率を決定いたしました。

その結果、本合併比率は、下記「ii. 合併比率算定に関する事項」の「イ 算定書の概要」に記載のとおり、ノバレーゼの第三者算定機関である日本M&Aセンターによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法のレンジの下限を下回り、かつ、DCF法の算定レンジの範囲内のものであることから、合併比率は妥当であり、ノバレーゼの一般株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

一方、当社においては、下記「(4) 吸収合併消滅会社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、J-TAPアドバイザーから取得したノバレーゼに対する合併比率算定書及び財務税務DDの結果、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所外国法共同事業（以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。）からの法的助言やノバレーゼに対する法務DDの結果等を受けて、第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザーによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びDCF法による算定結果のレンジを踏まえ、ノバレーゼと複数回協議を行い、また、当社が設置した特別委員会から提出された答申書の内容を最大限尊重しながら、本合併の諸条件について、慎重に検討を行いました。

その結果、本合併比率は、下記「ii. 合併比率算定に関する事項」の「イ 算定書の概要」に記載のとおり、当社の第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザーによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びDCF法の算定レンジの範囲内のものであることから、合併比率は妥当であり、当社の一般株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

このように両社は、各社の第三者算定機関による算定結果、特別委員会の答申書の内容、法務アドバイザーの助言を参考に、かつ、両社のそれぞれが相手方に対して実施したDDの結果等を踏まえて、それぞれが両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、両社においてそれぞれ、最終的に本合併比率が妥当であるとの判断に至りました。

なお、本合併比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

ii. 合併比率算定に関する事項

ア 財務アドバイザーの名称並びに当事会社との関係

ノバレーゼの第三者算定機関である日本M&Aセンターは、両社及び株式会社ティーケーピー（以下「ティーケーピー」といいます。）から独立しており、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、ノバレーゼの日本M&Aセンターに対するフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としての報酬には、本合併の成否に関わらず支払われる固定報酬（着手金）のほか、本合併の過程に複数のマイルストーンを設定し、各マイルストーンに到達した際に支払われるマイルストーン報酬が含まれているとのことです。日本M&Aセンターとしては、本合併の成否が不透明な中において、報酬体系を固定報酬のみとするよりもむしろ、報酬の一部をマイルストーン報酬とする方がノバレーゼの金銭的負担の観点からも望ましく、双方にとって合理性があると考えているとのことであり、ノバレーゼとしてはマイルストーン報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により日本M&Aセンターをノバレーゼのフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。

また、当社の第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザーは、両社及びティーケーピーから独立しており、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、当社は、J-TAPアドバイザーに対し、本合併に係る算定業務に関して固定報酬を支払うこととしております。

イ 算定書の概要

日本M&Aセンターは、東京証券取引所スタンダード市場に上場している両社の普通株式の株式価値算定手法として、複数の株式価値算定手法の中から両社の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、両社が継続企業であるとの前提の下、両社の株式価値についてそれぞれ多面的に評価することが適切であるとの考え方にに基づき、以下の手法により算定しています。

具体的には、両社の株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価法を、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映させる目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出する評価手法であるDCF法を用いて両社の株式価値算定を行いました。

上記株式価値算定の結果、ノバレーゼの1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法による合併比率算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法	合併比率の算定レンジ
市場株価法	0.589～0.687
DCF法	0.473～0.602

市場株価法においては、日本M&Aセンターは、算定基準日を算定書作成日である2025年11月13日として、両社の普通株式の東京証券取引所における算定基準日までの1か月間、3か月間及び6か月間における株価終値単純平均値（ノバレーゼは、1か月間：338円、3か月間：335円、6か月間：324円、当社は、1か月間：199円、3か月間：214円、6か月間：222円）を基に算定しております。

DCF法においては、日本M&Aセンターは、ノバレーゼについて、ノバレーゼが作成した2025年12月期から2027年12月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定を行いました。その際、6.3%～6.7%の割引率を採用しております。また、継続価値の算定については永久成長率法を採用し、▲0.3%～0.3%の永久成長率を採用しております。なお、算定の前提とした財務予測には、対前年度比較において大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、営業利益は、過去のトレンド及び今後の付加価値サービスの向上施策に基づく

単価の上昇、出店戦略に基づく受注数の増加により、2025年12月期には対前年度比72.8%増、2026年12月期には対前年度比31.1%増となることを見込んでおります。フリー・キャッシュ・フローは継続した新規出店に係る投資拡大の影響により2026年12月期には対前年度比31.8%増となることを見込んでおります。また、当該財務予測は、スタンドアローンベースの計画を前提として作成しております。

他方で、当社については、当社が作成した2026年3月期～2028年3月期までの財務予測にノバレーゼによる合理的な調整を加えた将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。その際、6.3%～6.7%の割引率を採用しております。また、継続価値の算定については永久成長率法を採用し、▲0.3%～0.3%の永久成長率を採用しております。なお、算定の前提とした財務予測には、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、営業利益は、2026年3月期には対前年度比1,152百万円減、2027年3月期には対前年度比553百万円減となるものの、その後、人材教育の強化及びマーケティングの強化により、2028年3月期には対前年度比1,239百万円増となることを見込んでおります。フリー・キャッシュ・フローは2027年3月期には対前年度比681百万円減、2028年3月期には対前年度比1,065百万円増となることを見込んでおります。また、当該財務予測は、スタンドアローンベースの計画を前提として作成しております。

日本M&Aセンターは、合併比率の算定に関して両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報が正確かつ完全であること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で日本M&Aセンターに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。日本M&Aセンターは両社及びそれらの関係会社のすべての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、それらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。日本M&Aセンターによる合併比率の算定は、2025年11月13日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、提供された両社の財務予測に関する情報が、それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としております。

一方、J-TAPアドバイザーは、両社の株式価値の算定方法として、両社株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価法を、加えて、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映させる目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出する評価手法であるDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

ノバレーゼの1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法による合併比率算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法		合併比率の算定レンジ
ノバレーゼ	当社	
市場株価法	市場株価法	0.558～0.687
DCF法	DCF法	0.524～1.585

市場株価法においては、J-TAPアドバイザーは、算定基準日を算定書作成日である2025年11月13日として、両社の普通株式の東京証券取引所における算定基準日までの1か月間、3か月間及び6か月間における株価終値単純平均値（ノバレーゼは、1か月間：338円、3か月間：335円、6か月間：324円、当社は、1か月間：199円、3か月間：214円、6か月間：223円）を基に算定しております。

DCF法による価値算定においては、J-TAPアドバイザーは、当社について、当社が作成した2026年3月期第2四半期から2028年3月期までの財務予測に基づく将来キャ

キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。その際、割引率は4.94%～5.94%を採用しており、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成長率は▲0.5%～0.5%として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測は以下のとおりです。当該財務予測には、利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期について、施行件数が減少する見込みである一方、期中での事業譲受により獲得した2施設の売上貢献により、売上高では大幅な減少は生じないものの、当該新規2施設における店舗運営費用の増加により営業利益及びEBITDAで2025年3月期と比較してそれぞれ▲80.1%、▲37.9%減少する見込みであり、2027年3月期については、コロナによる業績悪化以降、受注及び施行件数に大きく影響する人材獲得や人材育成・教育に課題があったものの、これまで進めていた施設のスクラップ&ビルドや人材育成・教育の成果により施行件数及び単価の増加が見込まれ、2026年3月期に生じた新規2施設における先行した店舗運営費が収束することから2026年3月期と比較して営業利益及びEBITDAでそれぞれ527.3%、66.6%増加する見込みであり、その結果、フリー・キャッシュ・フローも大幅に増加する見込みです。さらに、2027年3月期については、引き続き人材育成による受注率の増加及び付加価値サービス等に伴う施行件数及び単価がさらに増加する見込みであり、一方で固定費や一過性のコスト等の大幅な増加は見込まれないことから、2027年3月期と比較して営業利益で58.7%増加する見込みです。

また、当該財務予測は、スタンドアローンベースの計画を前提（ティーケーピーによる当社A種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権は行使しない前提。）として作成しており、本合併の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味されておらず、当該財務予測を基礎としたJ-TAPアドバイザーによる算定にも織り込まれておりません。

(単位：百万円)

	2026年3月期 (9か月)	2027年3月期	2028年3月期
売上高	19,948	27,193	29,088
営業利益	616	1,004	1,593
EBITDA	1,397	1,901	2,455
フリー・キャッシュ・フロー	1,861	979	1,236

他方、ノバレーゼについては、ノバレーゼが作成した2025年12月期第3四半期から2027年12月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。その際、割引率は4.94%～5.94%を採用しており、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成長率は▲0.5%～0.5%として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測においては、利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、過去から直近における単価トレンドが増加傾向であること及び今後の付加価値サービスの向上施策の貢献による単価の上昇を見込んでおり、加えて出店戦略に基づく受注数の増加により、営業利益が対前年比で2025年12月期は72.8%、2026年12月期は31.1%増加することを見込んでおります。また、当該財務予測は、スタンドアローンベースの計画を前提として作成しており、本合併の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味されておらず、当該財務予測を基礎としたJ-TAPアドバイザーによる算定にも織り込まれておりません。

J-TAPアドバイザーは、合併比率の算定に関して両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報が正確かつ完全であること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でJ-TAPアドバイザーに未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またそ

の義務を負うものではありません。J-TAPアドバイザーは両社並びにそれらの関係会社のすべての資産又は負債（簿外資産、負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定は行っておらず、第三者機関からの鑑定又は査定の提供を受けておりません。J-TAPアドバイザーによる合併比率の算定は、2025年11月13日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、DCF法に提供された両社の財務予測に関する情報については、それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。J-TAPアドバイザーの算定は、2025年11月13日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

(2) ノバレーゼの資本金及び準備金の相当性に関する事項（同条第3項柱書）

本合併により増加するノバレーゼの資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条に定めるところに従い、両社の合意により定められます。

この取扱いは、法令の範囲内で決定されるものであることから、当社は相当であると考えております。

(3) 合併対価として当該種類の財産を選択した理由（同条第3項第2号）

両社は、本合併に係る当社の株式に対する合併対価として、吸収合併存続会社となるノバレーゼの株式を選択いたしました。両社は、ノバレーゼの株式は、東京証券取引所に上場されており、流動性を有するため取引機会が確保されていること、また、当社の株主の皆様が、ノバレーゼの株式を取得することにより、本合併による統合効果を楽しむことが可能であること等を考慮して、ノバレーゼの株式を本合併に係る対価とすることが適切であると判断いたしました。

(4) 吸収合併消滅会社の株主の利益を害さないように留意した事項（同条第3項第3号）

本合併は、ティーケーピーが本合併の効力発生時において両社それぞれの親会社（支配株主）であることから、両社にとってティーケーピーと一般株主との間に構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が存在することに鑑み、これらの問題に対応し、本合併の公正性を担保するため、以下の措置を講じております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

ノバレーゼは、本合併における合併比率の公正性・妥当性を担保する観点から、上記「(1) 合併対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」の「② 本合併に係る割当ての内容の根拠等」の「i. 割当ての内容の根拠及び理由」のとおり、独立した第三者算定機関である日本M&Aセンターに合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考にして、真摯に交渉・協議を行い、本合併比率により本合併を行うことを、2025年11月14日開催の取締役会にて、決議しました。

なお、ノバレーゼは、第三者算定機関から合併比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

一方で当社は、本合併における合併比率の公正性・妥当性を担保する観点から、上記「(1) 合併対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」の「② 本合併に係る割当ての内容の根拠等」の「i. 割当ての内容の根拠及び理由」のとおり、独立した第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザーに合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考にして、真摯に交渉・協議を行い、本合併比率により本合併を行うことを、2025年11月14日開催の取締役会にて決議しました。

なお、当社は、第三者算定機関から合併比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立したリーガル・アドバイザーからの助言

ノバレーゼは、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を本合併のリーガル・アドバイザーとして選任し、本合併に関する諸手続並びに意思決定方法及び意思決定過程等に関する法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、本合併に関して重要な利害関係は有していません。

一方で当社は、森・濱田松本法律事務所を、本合併のリーガル・アドバイザーとして選任し、本合併に関する諸手続並びに意思決定方法及び意思決定過程等に関する法的助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所は、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、本取引（下記「⑥当社における独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得」で定義します。）に関して重要な利害関係は有していません。

③ 独立したフィナンシャル・アドバイザーからの助言

ノバレーゼは、日本M&Aセンターを本合併に関するフィナンシャル・アドバイザーとして選任し、財務的見地からの案件推進における助言を受けております。なお、日本M&Aセンターは、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、重要な利害関係は有していません。

一方で当社は、株式会社三井住友銀行企業情報部（以下「SMB C企業情報部」といいます。）を本合併に関するフィナンシャル・アドバイザーとして選任し、財務的見地からの案件推進における助言を受けております。なお、株式会社三井住友銀行は、両社に対して、通常の銀行取引の一環として融資取引等を実施しておりますが、弊害防止措置としてSMB C企業情報部とその他部署との間で行内の規程に定める情報遮断措置が講じられていること、SMB C企業情報部は両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、重要な利害関係は有していないことを踏まえた上で、SMB C企業情報部をフィナンシャル・アドバイザーに選任しております。

④ ノバレーゼにおける独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得

ノバレーゼは、2025年9月12日開催の取締役会の決議により、両社の経営を両社対等の精神の下で統合すること（以下「本経営統合」といいます。）に関し、ノバレーゼの意思決定に慎重を期し、また、ノバレーゼの取締役会の意思決定過程における意思決定の利益相反のおそれを排除し、その公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、ティーケーピー及び当社から独立した、ノバレーゼの独立役員（社外取締役である橋本眞史氏及び等健次氏並びに社外監査役である吉川滋氏、平地辰二氏（公認会計士）及び辻角智之氏（弁護士）の5名）によって構成される特別委員会（以下「ノバレーゼ特別委員会」といいます。）を設置しました。

ノバレーゼは、当初から上記5名をノバレーゼ特別委員会の委員として選定しており、委員を変更した事実はありません。また、ノバレーゼ特別委員会の委員の互選により、ノバレーゼの社外監査役である吉川滋氏が委員長に就任しております。なお、ノバレーゼ特別委員会の委員の報酬は本合併の成否に関わらず支払われる報酬のみであり、本合併を含む本経営統合の公表や決定、実施等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

そして、ノバレーゼは、上記取締役会決議に基づき、ノバレーゼ特別委員会に対し、以下4項目について諮問し、これらの点についての答申書をノバレーゼ取締役会に提出することを囑託しました。

- (i) 本合併の目的は合理的か（本合併がノバレーゼの企業価値向上に資するかを含む。）
 - (ii) 本合併の条件（本合併の対価を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか
 - (iii) 本合併に係る手続の公正性が確保されているか
 - (iv) 上記(i)から(iii)までを踏まえ、本合併はノバレーゼの少数株主にとって公正なものであると考えられるか
- （以下、(i)から(iv)を総称して「本ノバレーゼ諮問事項」といいます。）

また、ノバレーゼは、上記取締役会決議において、本合併に関するノバレーゼ取締役会の意思決定は、ノバレーゼ特別委員会の設置の趣旨に鑑み、本ノバレーゼ諮問事項に対するノバレーゼ特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うものとし、ノバレーゼ特別委員会が本合併に関する取引条件を妥当でないと判断した場合には、ノバレーゼ取締役会は、本合併を決定しないこととする旨を決議しております。併せて、ノバレーゼは、上記取締役会決議に基づき、ノバレーゼ特別委員会に対して以下の3つの権限を付与しております。

- (i) 本ノバレーゼ諮問事項の検討にあたって、ノバレーゼ特別委員会が必要と認める場合には、自らのフィナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー等のアドバイザーを選任する(その場合の合理的な費用はノバレーゼが負担する。)、又は、ノバレーゼが選任するアドバイザーを指名又は承認(事後承認を含む。)する権限
- (ii) ノバレーゼの役職員その他ノバレーゼ特別委員会が必要と認める者に、本ノバレーゼ諮問事項の検討及び判断に必要な情報の収集を求め、これを受領する権限
- (iii) ノバレーゼ特別委員会が必要と認める場合に、ノバレーゼ特別委員会が自ら当社及びティーケーピーと交渉を行い、又は、当社及びティーケーピーとの交渉をノバレーゼの役職員やアドバイザーが行う場合でも、ノバレーゼ特別委員会が適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本合併の取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与える権限

上記(i)の権限付与を受けて、ノバレーゼ特別委員会は、2025年9月12日に開催された第1回の会合において、ノバレーゼが選任する外部アドバイザー等について、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として日本M&Aセンターを、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ選任することを承認しました。また、ノバレーゼ特別委員会は、同会合において、ノバレーゼ特別委員会独自のリーガル・アドバイザーとして、潮見坂綜合法律事務所の後藤高志氏(弁護士)を選任しました。なお、後藤高志氏は、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、本合併に関して重要な利害関係は有しておりません。

ノバレーゼ特別委員会は、2025年9月12日から2025年11月13日までに、会合を合計13回開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本ノバレーゼ諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、ノバレーゼ特別委員会は、ノバレーゼに資料の提供を求めて検証を行うとともに、ノバレーゼ担当者に対して、本合併の検討経緯、両社を取り巻く事業環境・課題等、両社の直近業績・市場株価に関する認識、ノバレーゼの経営課題等を解決するために実施している各種施策の内容・進捗状況、当社との提携内容、本合併実行後に想定している施策の評価、代替手段の有無、現時点で本合併を実行する必要性、本合併に起因して想定される懸念事項、本合併実行後の経営体制・事業運営方針に関する想定、本合併によりティーケーピーが享受するメリット、本合併のストラクチャー、本合併の条件、ノバレーゼのスタンドアロンベースの事業計画(本合併により実現することが期待されるシナジー効果を織り込まない、本合併なかりせばのノバレーゼ事業計画)の作成経緯及び重要な前提条件等の内容、当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、当社のスタンドアロンベースの事業計画の検証内容、当社との協議・交渉内容、ノバレーゼ内部における本合併の検討体制等について、書面質問及び質疑応答を行いました。

また、ノバレーゼ特別委員会は、当社に対して、本合併の検討経緯、両社を取り巻く事業環境・課題等、両社の直近業績・市場株価に関する認識、当社の経営課題等を解決するために実施している各種施策の内容・進捗状況、ノバレーゼとの提携内容、本合併実行後に想定している施策の評価、代替手段の有無、本合併に起因して想定される懸念事項、本合併実行後の経営体制・事業運営方針に関する想定、本合併によりティーケーピーが享受するメリット、当社のスタンドアロンベース事業計画の重要な前提条件等の内容等について、書面質問及び質疑応答を行いました。さらに、ノバレーゼ特別委員会は、ティーケーピーに対して、本合併の検討経緯、現時点で本合併を実行する必要性、両社を取り巻く事業環境・課題等、両社の直近業績に関する認識、本合併のティーケーピー及びノバレーゼの少数株主並びに両社における各メリット・デメリット、代替手段の有無、本合併実行後の経営体制・事業運営方針に関する想定、本合併のストラクチャー、当社A種種類株式

の転換方針、本合併実行後のノバレーゼ株式の保有方針等について、書面質問及び質疑応答を行いました。

また、ノバレーゼの財務・税務アドバイザーである株式会社青山トラスト会計社から、当社に対する財務・税務DDの結果等に関する説明、並びにノバレーゼのフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である日本M&Aセンターから、本合併のプロセス・スキーム・スケジュール、本合併における合併比率の評価の方法及び結果に関する説明を受け、質疑を行い、その合理性等について検討いたしました。さらに、ノバレーゼのリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所及びノバレーゼ特別委員会のリーガル・アドバイザーである後藤高志氏に対して本合併のプロセス・スキーム・スケジュール、本合併に関する意思決定過程、意思決定方法その他本合併に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言の内容、本合併の検討過程において公正性を担保するために取られた措置等について質疑応答を行いました。

このように、ノバレーゼ特別委員会は、ノバレーゼと当社の間における本合併に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、当社から本合併比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、ノバレーゼに意見する等して、当社との交渉過程に実質的に関与いたしました。

なお、ノバレーゼ特別委員会は、本合併比率の評価に際して、当社の直近株価には、本合併と同時に公表予定である、(i)当社による通期業績予想値の下方修正及び(ii)ティーケーピーによる当社A種種類株式の普通株式への一部転換の影響が織り込まれていないため、一般的な上場会社同士の合併案件では市場株価法による算定結果を重視すべきであるものの、市場株価法の算定結果は参考値に留め、ノバレーゼが慎重に検証した当社の事業計画を用いた当社の本源的価値を示すDCF法に基づく算定結果を重視すべきである旨の意見を述べております。

ノバレーゼ特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本ノバレーゼ諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、以下の(i)ないし(iv)について記載された答申書を、2025年11月13日付で、ノバレーゼの取締役会に対し、委員会全員一致で提出しております。

- (i) 本合併はノバレーゼの企業価値の向上に資するものであり、本合併の目的は合理的である。
- (ii) 本合併の対価を含む本合併の条件の公正性・妥当性が確保されている。
- (iii) 本合併に係る手続の公正性が確保されている。
- (iv) 本合併はノバレーゼの少数株主にとって公正なものである。

- ⑤ ノバレーゼにおける利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

ノバレーゼは、2025年11月14日開催の取締役会決議において、本経営統合と利害関係を有しない社外取締役2名及び社外監査役3名が出席した上で、横岩利恵氏及び高木寛氏を除く取締役全員の一致により、本経営統合を決議しております。

なお、ノバレーゼの取締役のうち、横岩利恵氏及び高木寛氏は、本合併に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、本合併に関する協議及び交渉に参加しておらず、また、ノバレーゼ取締役会における本合併契約の締結に関する審議には参加しておりません。

- ⑥ 当社における独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得

当社は、2025年9月17日開催の取締役会の決議により、ティーケーピーが保有する当社A種種類株式の一部を普通株式に転換し、当社を連結子会社化した上で、当社とノバレーゼとの合併を実行すること（以下、本合併を含む一連の取引を総称して「本取引」といいます。）の検討を進めるにあたり、当社の支配株主となるティーケーピーと当社の一般株主との間で一定の構造的な利益相反関係が存在し、また、一般株主とティーケーピーとの間には情報の非対称性が存在している状況に鑑み、意思決定に慎重を期し、本取引の検討プ

プロセスに関する当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本取引の是非や取引条件の妥当性等について検討及び判断が行われる過程全般にわたってその公正性、透明性及び客観性を確保するため、森・濱田松本法律事務所の助言を受けて、ティーケーピー及びノバレーゼから独立した、当社の独立社外監査等委員取締役である木村喬氏（公認会計士・税理士）及び角野里奈氏（公認会計士）に加え、両社から独立した外部の有識者である新幸総合法律事務所の熊澤誠氏（弁護士）を含む委員3名によって構成される特別委員会（以下「当社特別委員会」といいます。）を設置しました。なお、熊澤誠氏は、当社の取締役ではありませんが、本取引と同様の種類の取引をはじめとするM&Aに関する豊富な知見を有することを理由として、独立社外監査等委員取締役である委員の知見を補う観点から、社外有識者として特別委員に就任することを依頼しました。

当社は、当初から上記3名を当社特別委員会の委員として選定しており、委員を変更した事実はありません。また、当社特別委員会の委員の互選により、木村喬氏が当社特別委員会の委員長に就任しております。なお、当社特別委員会の委員の報酬は本合併の成否に関わらず支払われる固定報酬のみであり、本合併の公表や決定、実施等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

そして、当社は上記取締役会決議に基づき、当社特別委員会に対し、以下の2項目について諮問し、この項目に関する答申書を当社取締役会に提出することを嘱託しました。

- (i) 本取引を実施することの是非を検討し、当社取締役会に勧告を行うこと。なお、(i)の検討に際しては、(a)当社の企業価値の向上に資するか否かの観点から、本取引の是非について検討・判断するとともに、(b)当社の一般株主の利益を図る観点から、合併条件の妥当性及び手続の公正性について検討・判断するものとする。
- (ii) 当社取締役会における本取引についての決定が、当社の一般株主にとって公正なものであることについて検討し、当社取締役会に意見を述べること
(以下、(i)及び(ii)を総称して「本当社諮問事項」といいます。)

また、当社は、上記取締役会決議において、本当社諮問事項に対する当社特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、当社特別委員会が取引条件を公正でないと判断した場合には、当社取締役会は、当該取引条件による本取引の承認をしないこととする旨を決議しております。加えて、当社取締役会は、当社特別委員会に対して以下の4つの権限を付与しております。

- (i) 本当社諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、自らのフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関並びにリーガル・アドバイザーを選任若しくは指名すること（この場合の費用は当社が負担する。）、又は、当社のフィナンシャル・アドバイザー若しくはリーガル・アドバイザー等を指名若しくは承認（事後承認を含む。）すること（なお、特別委員会は、当社のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができると判断した場合には、当社のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができる。）
- (ii) 特別委員会が必要と認める者に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めること
- (iii) 必要に応じ、当社の役職員その他特別委員会が必要と認める者から本当社諮問事項の検討及び判断に合理的に必要な情報を受領すること
- (iv) その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と特別委員会が認める事項

当社特別委員会は、2025年9月17日に開催された第1回の会合において、当社が選任する第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザー及びリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所並びにフィナンシャル・アドバイザーであるSMBC企業情報部について、いずれも独立性及び適格性に問題がないことを確認した上で、選任することを承認いたしました。

当社特別委員会は、2025年9月17日から答申書提出日の2025年11月13日までの間に、会合を合計11回開催しました。会合以外にも、委員間や第三者算定機関、リーガル・アドバイザー、フィナンシャル・アドバイザー等との意見交換や両社間での本合併に係る協議や交渉の内容等の情報収集等を行い、本当社諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、当社特別委員会は、当社のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事

務所から、当社特別委員会の役割や委員会での検討事項、運営に関する助言を適宜受けるとともに、森・濱田松本法律事務所が実施したノバレーゼに対する法務DDの結果の説明を受け、また第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザーが実施したノバレーゼに対する財務・税務DDの説明を受け、これらの状況も踏まえ諮問事項に対する検討を進めました。また、かかる検討にあたり、当社から、当社の事業内容・事業環境、主要な経営課題、本合併により当社の事業に対して想定されるメリット・デメリット、合併比率の前提となる当社の事業計画の内容及び策定手続等について説明を受け、質疑応答を行い、ノバレーゼからも、ノバレーゼの事業内容・事業環境、本合併を提案するに至った検討過程、本合併後に想定している施策の内容、本経営統合によって見込まれるシナジーその他の影響の内容、本経営統合後の経営体制の方針、合併比率の前提となるノバレーゼの事業計画の内容及び策定手続等について説明を受け、質疑応答を行いました。

なお、当社特別委員会は、両社の間における本合併に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、ノバレーゼとの交渉過程に実質的に関与いたしました。

当社特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本当社諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、

- (i) 本取引は、(a)当社の企業価値の向上に資するものといえ、(b)合併比率を含む本取引に係る条件には妥当性が認められ、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続には公正性が確保されていると認められる旨
- (ii) 当社取締役会における本取引についての決定が、当社の一般株主にとって公正なものであると認められる旨

が記載された答申書を、2025年11月13日付で、当社取締役会に対し、委員会全員一致で提出しております。

なお、当該答申書において、当社特別委員会は、本合併において予定されている合併比率によると、本合併後において、当社の株主の一定数がノバレーゼの単元未満株主となることが想定されるものの、①本合併比率自体、本当社の第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザーによる合併比率の算定結果に照らして合理性があると評価できること、②会社法の定めに基づき、ノバレーゼに対して単元未満株式の買取り又はその保有する単元未満の株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡しを請求することができ、流動性を確保できること、③剰余金配当等を通じて本合併による企業価値の向上による経済的利益を享受できること、④本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性が認められること等を総合的に考慮すると、上記制約が生じることをもって、本合併比率が不当とはいえないと考えられる旨の意見を示しております。

⑦ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

2025年11月14日開催の当社取締役会では、当社の取締役のうち河野貴輝氏を除く取締役で審議の上、その全員一致により本取引を実施する旨について承認可決されております。河野貴輝氏はティーケーピー代表取締役社長を務めており、本合併に関し利害が相反し又は相反するおそれがあることから、同氏は、当社取締役会における本取引に関する審議及び決議に参加しておらず、当社の立場において本取引に関する協議及び交渉に参加しておりません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号、第4項）

(1) 吸収合併存続会社の定款の内容（同条第4項第1号イ）

別紙2-1に記載のとおりです。なお、2026年3月19日開催予定のノバレーゼの定時株主総会において、商号の変更、事業目的の追加、発行可能株式総数の変更、並びに取締役の員数の変更を内容とする定款の一部変更に係る議案が上程される予定であり、ノバレーゼは、本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日付で、別紙2-2に記載のとおり定款の一部変更を行う予定です。

(2) 合併対価の換価の方法に関する事項（同条第4項第1号ロ）

① 合併対価を取引する市場

ノバレーゼの株式は、東京証券取引所スタンダード市場において取引されております。

② 合併対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

ノバレーゼの株式は、全国の各金融商品取扱業者（証券会社等）にて取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

③ 合併対価の譲渡その他の処分に制限の内容

本合併により、ノバレーゼの単元未満株式（100株未満の株式）を所有することとなる株主様においては、東京証券取引所において単元未満株式を売却することができません。ノバレーゼの単元未満株式を所有することとなる株主様においては、単元未満株式の買取制度（会社法第192条第1項の規定に基づき、ノバレーゼの単元未満株式を保有する株主の皆様が、ノバレーゼに対し、自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。）をご利用いただくことができます。

(3) 合併対価の市場価格に関する事項（同条第4項第1号ハ）

ノバレーゼの株式の東京証券取引所スタンダード市場における過去6か月の株価推移は、以下のとおりであります。

月別	2025年 8月	9月	10月	11月	12月	2026年 1月
最高株価（円）	333	345	345	368	337	330
最低株価（円）	315	326	326	330	312	303

なお、日本取引所グループがホームページ（<https://www.jpx.co.jp/>）において開示する株価情報及びチャート表示等により、ノバレーゼの普通株式の市場価格及びその推移等がご覧いただけます。

(4) 吸収合併存続会社に係る貸借対照表の内容（同条第4項第1号二）

ノバレーゼは、いずれの事業年度についても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しております。（なお、ノバレーゼの最終事業年度（2025年12月期）に係る有価証券報告書につきましては、今後提出予定です。）また、ノバレーゼの最終事業年度に係る貸借対照表の内容につきましては、下記5.(1)(i)により別紙3に記載しております。

4. 当社の新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号及び第5項第1号）

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号及び第6項）

(1) 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項（同条第6項第1号）

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容（同号イ）

別紙3記載のとおりです。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同項第2号イ）

① ラオックスホールディングス株式会社との資本業務提携契約締結

当社は、2025年5月23日開催の取締役会において、ラオックスホールディングス株式会社との間で資本業務提携契約を締結することを決議し、同日付で同契約を締結しました。

② SBIホールディングス株式会社との資本業務提携契約終了

当社の主要株主であったSBIファイナンシャルサービシーズ株式会社による株式会社広済堂ホールディングスへの当社普通株式の全部の譲渡に伴い、当社とSBIファイナンシャルサービシーズの親会社であるSBIホールディングス株式会社との間の2020年7月15日付資本業務提携契約書に基づく資本業務提携は終了いたしました。

③ 自己株式の消却

当社は、2025年11月14日開催の取締役会において、同日付で、ティーケーピーにより当社A種種類株式のうち2,000株について、同A種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権が行使されることを条件として、当社が取得する同A種種類株式2,000株全てを消却することを決定いたしました。

また、当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、当社が基準時の直前の時点において保有する自己株式（本吸収合併の直前に予定されている、ティーケーピーによる同A種種類株式のうち1,000株についての金銭対価取得請求権の行使により、当社が取得する同A種種類株式1,000株を含みます。）の全てを、本吸収合併がその効力を生ずる時点の直前時をもって消却することを決定いたしました。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務（会社法第789条第1項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

当社の2025年9月30日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ20,519百万円及び15,183百万円であります。また、2025年10月1日以降現在に至るまで、これらの額に大きな変動は生じておらず、効力発生日までにこれらの額が大きく変動することも予想されておりません。

また、ノバレーゼの2025年6月30日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ34,520百万円及び25,436百万円であります。また、2025年7月1日以降現在に至るまで、これらの額に大きな変動は生じておらず、効力発生日までにこれらの額が大きく変動することも予想されておりません。

したがって、効力発生日後において見込まれるノバレーゼの資産の額は、その負債の額を上回ることが見込まれます。

以上の点、並びに、ノバレーゼの収益及びキャッシュ・フローの状況等に鑑みて、ノバレーゼが負担する債務については、本合併の効力発生日以降も履行の見込みがあるものと判断いたしました。

7. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示します（会社法施行規則第182条第1項第6号）。

以上

別紙 1 吸収合併契約書 (写)

吸収合併契約書（写）

株式会社ノバレーゼ（以下「甲」という。）及び株式会社エスクリ（以下「乙」という。）は、甲及び乙の吸収合併に関し、2025年11月14日付（以下「本契約締結日」という。）で、以下のとおり合意し、吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収合併）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行う。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）甲

商号：株式会社ノバレーゼ

住所：東京都中央区銀座一丁目8番14号

（2）乙

商号：株式会社エスクリ

住所：東京都中央区日本橋小網町6番1号

第3条（本吸収合併に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

1. 甲は、本吸収合併に際して、本吸収合併の効力が生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の普通株式の株主（乙を除く。以下「割当対象株主」という。）に対して、その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、基準時において割当対象株主が所有する乙の普通株式の総数（但し、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第785条の規定に基づき株式の買取りが請求された株式を除く。）に0.558（以下「本合併比率」という。）を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 前項の対価の割当てについては、甲は、本吸収合併に際して、割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式の数（但し、会社法第785条の規定に基づき株式の買取りが請求された株式を除く。）に本合併比率を乗じて得た数の甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前二項に従って乙の株主に交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。
4. 甲は、本吸収合併に際して、乙のA種種類株式の株主に対して、その所有するA種種類株式に代わる金銭等を交付しない。

第4条（甲の資本金等の額）

本吸収合併により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条に定めるところに従い、甲及び乙の合意により定めるものとする。

第5条（効力発生日）

本吸収合併の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年4月1日とする。但し、本吸収合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙間で協議の上、合意により、会社法の定めるところに従いこれを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。

第7条（剰余金の配当等）

甲及び乙は、本契約締結日後、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第8条（本吸収合併の条件の変更又は解除）

本契約締結日から本効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、(i)本効力発生日の前日までに、第6条に定める甲又は乙の株主総会において本契約につき承認が得られなかった場合、(ii)本効力発生日の前日までに、法令等（外国法を含む。）に定める本吸収合併の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合、又は、(iii)前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第10条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議事項）

本契約に規定する事項の他、本吸収合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲及び乙間で協議の上これを定める。

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2025年11月14日

甲： 東京都中央区銀座一丁目8番14号
株式会社ノバレーゼ
代表取締役 荻野洋基 ⑩

乙： 東京都中央区日本橋小網町6番1号
株式会社エスクリ
代表取締役 渋谷守浩 ⑩

別紙 2－1 吸収合併存続会社の定款

株式会社ノバレーゼ

定 款

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当社は、株式会社ノバレーゼと称し、英文ではNOVARESE, Inc. と表示する。

第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 国内外の結婚式場、ホテル、レストランおよびそれに類する施設の企画、立案、運営、経営、顧客の斡旋・紹介およびコンサルタント業
2. 公衆浴場および温泉浴場施設の経営
3. 展示場、遊技場、興行場およびスポーツ施設の経営
4. 駐車場の経営
5. ケータリングサービス業
6. 酒類、タバコおよび塩の卸、販売および販売仲介
7. 冠婚葬祭用品の贈答品、記念品、引き出物および食料品等の製造、卸、販売および販売仲介
8. 貸衣裳業
9. 被服の製造販売および卸
10. 衣裳の修繕およびクリーニング業
11. 写真、ビデオ等の映像物の制作および販売
12. 各種イベント・キャンペーン等販売促進に関する行事の企画および立案
13. 広告、宣伝に関する企画および制作
14. 家具、貴金属、宝石、アクセサリーの製造、卸、販売、販売仲介および賃貸
15. 生花、観葉植物類、衣料品、服飾雑貨、日用雑貨品の製造、輸出入、卸、販売、販売仲介および賃貸
16. 理容店および美容室の経営
17. ビューティーサロンおよびエステティックサロンの経営
18. 旅行業法に基づく旅行業
19. 旅行業法に基づく旅行サービス手配業
20. 旅行業法に基づく旅行業者代理業
21. 労働者派遣事業
22. 有料職業紹介事業
23. 企業の採用活動支援に係るコンサルタント業
24. CD・ビデオ・DVD等の映像、音声ソフトの企画、制作、販売および販売仲介
25. デザインの企画および制作
26. マーケティングプロモーションの企画、および制作
27. 出版物の企画、発行および販売
28. コンピューターによる写真、ビデオ、アルバムの制作、編集、合成および販売
29. インターネット等のネットワークを利用する情報システムおよび通信ネットワーク、商品の売買システムの企画、設計、運用、保守および販売
30. インターネットのホームページの企画立案、ウェブデザインの受託

31. コンピューターグラフィックの企画、制作
32. 映写音響機器の賃貸および売買
33. 当会社の業務に関連する教育研修事業
34. 上記各号に附帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都中央区に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。

第7条（自己株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務所取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取り扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する事務取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

第12条（招 集）

定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第14条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第18条（株主総会議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第19条（取締役の員数）

当会社の取締役は、10名以内とする。

第20条（取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第24条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第25条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第26条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第27条（取締役会議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第28条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第29条（業務執行）

取締役社長は、当社の業務を統轄し、専務取締役又は常務取締役は、取締役社長を補佐してその業務を分掌する。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

第30条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第31条（取締役の責任免除）

当社は、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

第32条（監査役の数）

当社の監査役は、4名以内とする。

第33条（監査役の選任）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第34条（補欠監査役の予選の効力）

補欠監査役の予選の効力は、当該決議によって短縮されない限り、当該選任のあった株主総会后2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

第35条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第36条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第37条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、

緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第38条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第39条（監査役会議事録）

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第40条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第41条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第42条（監査役の責任免除）

当社は、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

第43条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第44条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の定めがなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第45条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第46条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

第47条（剰余金の配当等）

当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。

2. 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。
3. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。
4. 未払配当財産には利息を付さないものとする。

履歴

制定・施行日	2016年8月1日
改定日	2016年10月14日
改定日	2017年6月30日
改定日	2018年3月29日
改定日	2019年1月1日
改定日	2020年9月15日
改定日	2022年8月12日
改定日	2023年4月14日
改定日	2023年5月25日

別紙 2－2 吸収合併存続会社の変更後定款

株式会社オンザページ 定 款

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当社は、株式会社オンザページと称し、英文ではON THE PAGE. INCと表示する。

第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 国内外の結婚式場、ホテル、レストランおよびそれに類する施設の企画、立案、運営、経営、顧客の斡旋・紹介およびコンサルタント業
2. 披露宴、パーティー、会議、催事、イベントの設営およびそれらの企画、立案、運営、コンサルティング、斡旋、仲介、紹介ならびに配膳の請負
3. 賃貸別荘、ホテルその他宿泊施設の経営ならびにそれらの企画、立案、運営およびコンサルティング
4. 飲食店業
5. 公衆浴場、温泉浴場施設、スパおよびサウナ風呂の経営
6. 展示場、遊技場、興行場およびスポーツ施設の経営
7. 駐車場の経営
8. ケータリングサービス業
9. 酒類、食料品、タバコおよび塩の輸出入、卸、販売および販売仲介
10. 冠婚葬祭用品の贈答品、記念品、引き出物および食料品等の製造、卸、販売および販売仲介
11. 貸衣裳業
12. 被服の製造販売および卸
13. 衣裳の修繕およびクリーニング業
14. 写真、ビデオ等の映像物の制作および販売
15. 各種イベント・キャンペーン等販売促進に関する行事の企画および立案
16. 広告、宣伝に関する企画および制作ならびに広告代理業
17. 家具、インテリア用品、エクステリア用品、貴金属、宝石、アクセサリーの製造、輸出入、卸、販売、販売仲介および賃貸
18. 生花、観葉植物類、衣料品、衣料用繊維製品、衣料用革製品、服飾雑貨、日用雑貨品の製造、輸出入、卸、販売、販売仲介および賃貸
19. 理容店および美容室の経営
20. ビューティーサロン、リラクゼーションサロン、マッサージサロン、ネイルサロンおよびエステティックサロンの経営ならびにコンサルティング
21. 旅行業法に基づく旅行業
22. 旅行業法に基づく旅行サービス手配業、旅行斡旋
23. 旅行業法に基づく旅行者代理業
24. 労働者派遣事業
25. 有料職業紹介事業
26. 企業の採用活動支援に係るコンサルタント業
27. 経営コンサルティング業およびコンピューターシステムのコンサルティング業
28. CD・ビデオ・DVD等の映像、音声ソフトの企画、制作、販売および販売

仲介

29. デザインの企画および制作
30. マーケティングプロモーションの企画、および制作
31. 出版物の企画、発行および販売
32. コンピューターによる写真、ビデオ、アルバムの制作、編集、合成および販売
33. インターネット等のネットワークを利用する情報システムおよび通信ネットワーク、商品の売買システムの企画、設計、運用、保守および販売
34. インターネットのホームページの企画立案、ウェブデザインの受託
35. コンピューターグラフィックの企画、制作
36. コンピューターシステム、ソフトウェアおよび携帯端末アプリケーションの企画、開発、設計、製作および保守
37. 電子商取引および通信販売業
38. 情報処理サービス業および情報提供サービス業
39. 映写音響機器の賃貸および売買
40. 木材、建築用材の製造、輸出入、仕入および販売
41. 土地、建物、設備、その他不動産等の売買、賃貸借、仲介、管理および取引に係るコンサルティング業
42. 電気通信事業法による通信事業者の代理店業
43. 電気通信機械器具の販売、賃貸、輸出入、設置工事およびメンテナンス業
44. 建築工事、土木工事、舗装工事、造園工事、しゅんせつ工事、電気工事、管工事等の請負、調査、企画、評価、施工、設計、工事監理、コンサルティング、仲介および斡旋
45. 土砂採取業
46. 損害保険および少額短期保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、生命保険の募集に関する業務および締結の媒介に関する業務
47. 当会社の業務に関連する教育研修事業
48. 上記各号に附帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都中央区に置く。

第4条（機関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、150,000,000株とする。

第7条（自己株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務所取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取り扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当社の株式、単元未満株式及び新株予約権等に関する事務取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条（招集）

定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第14条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役（複数の場合には、あらかじめ取締役会において定めた順序により先順位の代表取締役とする。）がこれを招集し、議長となる。

2. 前項に定める代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

第18条（株主総会議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第19条（取締役の員数）

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、15名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第20条（取締役の選任）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
4. 補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第21条（取締役の任期）

取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了す

る時までとする。

第22条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役（複数の場合には、あらかじめ取締役会において定めた順序により先順位の代表取締役とする。）がこれを招集し、議長となる。

2. 前項に定める代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第24条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第25条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第26条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（取締役会議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第28条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第29条（業務執行の決定の取締役への委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

第30条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役

とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第31条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

第32条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第33条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第34条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第35条（監査等委員会議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

第36条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第37条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第38条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の定めがなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第39条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第40条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

第41条（剰余金の配当等）

当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。

2. 当会社は、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。
3. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。
4. 未払配当財産には利息を付さないものとする。
5. 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議によって定める。

附 則

第1条（監査役の実任に関する経過措置）

当会社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第10期定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 第10期定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条第2項の定めるところによる。

履歴

制定・施行日	2016年8月1日
改定日	2016年10月14日
改定日	2017年6月30日
改定日	2018年3月29日
改定日	2019年1月1日
改定日	2020年9月15日
改定日	2022年8月12日
改定日	2023年4月14日
改定日	2023年5月25日
改定日	2026年4月1日

別紙 3 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社（株式会社ノバレーゼ）の最終事業年度に係る計算書類等の内容

事業報告 (2025年1月1日から 2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で各種政策の効果もあり、景気は緩やかに回復していますが、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループにおきましては、「Rock your life 世の中に元気を与え続ける会社でありたい」との企業理念のもと、重点施策について取り組みを行ってまいりました。

2025年11月14日開催の取締役会において、当社は少子化や婚姻件数の減少、価値観の多様化により縮小が続くブライダル市場において、業界再編を主導し、持続的な成長と企業価値向上を図ることを目的として株式会社エスクリと2026年4月1日をもって経営統合することを決議いたしました。

当社は、主に地方中核都市でゲストハウス・ウエディングを展開し、オリジナル性とプライベート感を強みとする一方、株式会社エスクリは、大都市圏を中心にビルイン型施設や提携施設を活用した多様なブライダルサービスに加え、建築不動産事業も手掛けています。

統合後のブライダル事業売上高は約391億円、連結売上高は約455億円規模となり、国内最大級のブライダルグループが誕生します。本統合により、都市型・地方型双方を網羅する全国規模の式場ネットワークを構築し、顧客ニーズに応じた柔軟なサービス提供が可能となります。スケールメリットを活かしたコスト削減、人材・ノウハウの相互活用による採用力およびサービス品質の向上、衣裳・飲食・建築分野における内製化の拡大を通じて、収益基盤の強化を図ります。さらに、海外展開、インバウンド需要の取り込み、アフターウエディング事業の拡充など新規事業の創出にも取り組み、親会社である株式会社ティーケーピーの資本力とネットワークを活用しながら、統合効果を最大化することで、競争力の強化と中長期的な成長を目指してまいります。

重点施策の一つである新規出店については、以下の通りです。

2026年3月には、静岡県駿河区に貸し切り型の婚礼施設「HOMAM 旧マッケンジー邸」を開業します。

国の登録有形文化財である静岡県駿河区の歴史的洋館「旧マッケンジー住宅（通称 旧マッケンジー邸）」とその周辺市有地の管理・運営を同市から受託し、住宅を含む約6,300平米の敷地一帯を「HOMAM 旧マッケンジー邸」と名づけ、旧マッケンジー邸の建物をそのまま残しながら結婚式場やレストランなどに再生します。新設する施設は駿河湾の海沿いに立つ眺望の良さを生かした建物で、結婚式場やチャペルとしても利用できるように設計し、施設全体の売上向上を狙います。2025年7月には、静岡県駿河区にドレスショップ「エクリュスポーゼ静岡店」を開業し、「HOMAM 旧マッケンジー邸」の新規受注を開始しました。

2026年4月には、富山県富山市に貸し切り型の婚礼施設「アマンダンピーク」を開業します。富山市が新たなランドマーク化を目指す「呉羽丘陵フットパス連絡橋」の周辺広場内で、富山駅から車で10分の好立地です。建設エリア（約1万8,000平米／崖地などを含む）は2016年に閉館した富山観光ホテルの跡地で、鉄骨造りの2階建ての建物（延床面積979.8平米）を新築します。北アルプスの立山連峰と富山湾を一望できる景観と、昼夜各1組限定の完全貸し切り型というプライベート感の高さを売りに、他社との差別化を図ります。

2027年5月には、長野県北佐久郡軽井沢町に「(仮称) 軽井沢ブライダルプロジェクト」

を開業します。JR 軽井沢駅から車で約5分、観光地としても人気の雲場池から徒歩圏内に位置する 5,553.01 m²の広大な敷地の一部に、軽井沢の自然と調和する低層デザインの建物を新築します。

2027年9月には、宮城県仙台市に2店舗目となる「(仮称)旧知事公館」を開業します。宮城県の「旧知事公館活用事業」に対し企画提案を行った結果、当社が事業実施候補者として選定されました。知事公館の歴史的・文化的価値を最大限に活かしつつ、「杜と水の迎賓館」をデザインコンセプトとし、敷地内に結婚式や季節のイベント、県民の皆様の発表の場等でご利用いただける施設を新築することで、多様な人が集い、にぎわいを生み出す空間を創出いたします。

婚礼施設におけるレストラン営業については、親会社であるティーケーピーおよび大手旅行代理店との連携強化により宴会の受注件数が増加したこと等により好調に推移しました。これらの施策は、婚礼施設全体の収益性向上のみならず、潜在顧客層との早期接触、リピーターの定着率にも寄与します。集客力が高く実績のあるイベントを定番化しつつ、新しい企画にも積極的にチャレンジすることで、婚礼施設のさらなる稼働率アップへの貢献を図ります。

レストラン特化型事業の新規出店については、2025年3月に、東京都港区に米ニューヨークに本店を構えるピザがメインのカジュアルイタリアン「セラフィーナニューヨーク赤坂店」を開業しました。赤坂見附駅から徒歩1分の好立地に、路面店を構えます。内装はシックでモダンなデザインで、店内はテーブル102席とバーカウンター16席を設けております。

また、2025年4月に、創作和食レストラン「SHARI (シャリ)」ブランドの新店を東京都新宿区に「SHARI 東急歌舞伎町タワー」を開業しました。東急歌舞伎町タワーの5階に構えます。西武新宿駅から徒歩1分の好立地で、和モダンなデザイン空間の中に110席(カウンター14席、テーブル96席)を設けております。

海外市場の新たな進出先として、成長著しいベトナムに現地法人を設立いたしました。レストラン特化型事業の新規出店として2025年10月に、創作和食レストラン「SHARI (シャリ)」ブランドの姉妹店として「SHARI SAIGONMODERN JAPANESE CUISINE (シャリ サイゴン モダンジャパニーズキューズ)」を開業しました。店舗は、ホーチミン市の高級住宅街にあるタオディエン地区の路面店で内装デザインは、木を幾何学的な模様を組み合わせる日本伝統の『組子細工』を壁に取り入れるなど、全体的に“和モダン”な空間に仕上げました。レストラン特化型事業における収益基盤の拡大および収益性の向上に努めつつ、将来的にはブライダル事業への展開を目的としております。より多くのお客様へ高付加価値なサービスを提供できる存在となることを目指しております。

ブライダル事業における婚礼プロデュース部門の受注活動については、受注率の改善により好調に推移しました。その結果、受注組数は4,960組(前年同期比6.4%増)、受注残組数は3,344組(前年同期比9.6%増)となりました。

売上収益については、施行組数および施行単価の増加による婚礼施行にかかる売上増加やレストラン特化型事業の一般飲食にかかる売上の増加等により、当連結会計年度の売上収益は22,039百万円(前年同期比14.2%増)となりました。また、利益面では、一部店舗の収益性悪化により減損損失を186百万円計上したこと等により販売費及び一般管理費が増加したものの営業利益は2,247百万円(前年同期比68.1%増)、税引前利益1,849百万円(前年同期比89.5%増)、当期利益1,256百万円(前年同期比89.3%増)となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

(ブライダル事業)

ブライダル事業においては、前連結会計年度と比較すると、施行組数および施行単価の増加による婚礼施行にかかる売上増加、婚礼施設での宴会や一般飲食の需要も回復傾向にあることから、売上収益は20,464百万円(前年同期比12.7%増)、セグメント利益は3,801百万円(前年同期比46.5%増)となりました。

(レストラン特化型事業)

レストラン特化型事業においては、前連結会計年度に開業した「創作Dining SHARI 流川」および「Cafe&BarBACCANO」、当連結会計期間に開業した「セラフィーナニューヨーク赤坂店」および「SHARI 東急歌舞伎町タワー」が当連結会計期間に寄与したこと、インバウンド需要や法人宴会の増加および接待利用や一般飲食が好調に推移したことから、売上収益は1,575百万円(前年同期比37.9%増)となりました。利益面では、国内およびベトナム新店出店に係る採用費および消耗品費などの開業費用の増加があったことから、セグメント損失は18百万円(前年同期は43百万円の利益)となりました。

事業区分	売上収益(千円)	増減率(%)	構成比(%)
ブライダル事業	20,464,862	12.7	92.9
レストラン特化型事業	1,575,023	37.9	7.1
合計	22,039,886	14.2	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は2,548百万円であり、その主な内容は、挙式・披露宴会場の取得、レンタル衣裳の取得、工具、器具及び備品の取得およびソフトウェアの取得等であります。

なお、設備投資に要した資金は、自己資金および借入金により充当いたしました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において設備資金を目的として、金融機関より長期借入金として1,165百万円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区分	国際会計基準(IFRS)			
	第7期 (2022年12月期)	第8期 (2023年12月期)	第9期 (2024年12月期)	第10期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売上収益(千円)	17,222,448	18,265,376	19,299,719	22,039,886
営業利益(千円)	2,775,733	1,539,559	1,337,549	2,247,950
親会社の所有者に帰属する 当期利益(千円)	1,656,874	942,272	663,900	1,256,581
基本的1株当たり当期利益(円)	66.27	37.69	26.56	50.16
資産合計(千円)	31,980,649	32,301,401	34,732,123	36,823,406
資本合計(千円)	7,234,271	8,177,964	8,846,739	10,109,050

区分	日本基準
	第7期 (2022年12月期)
売上高(千円)	17,222,448
経常利益(千円)	1,664,060
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	776,682
1株当たり当期純利益(円)	31.07
総資産(千円)	21,375,355
純資産(千円)	2,154,835

(注)1. 当社は第8期から国際会計基準 (IFRS) に基づいて連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに国際会計基準 (IFRS) に組み替えた数値も記載しております。なお、国際会計基準 (IFRS) への移行日は2018年1月1日になります。

2. 当社は2023年5月25日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「基本的1株当たり当期利益」および「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は、株式会社ティーケーピーであります。

現在の親会社との取引状況は、宴会送客等を受けており、価格および取引条件が市場実勢を勘案して他の取引条件と同等の水準となるよう検討し、協議により決定しております。当社取締役会は、このような取引条件を把握し、当社グループの利益を害するものではないことを確認したうえで、取引ごとにその適正性・妥当性を判断しております。

当社は、株式会社ティーケーピーとの間で2024年11月14日付で資本業務提携契約を締結しております。当該契約において、当社の上場を維持するとともに、経営の独立性を確保することについて合意しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社タイムレス	100百万円	100.0 %	ギフト販売 婚礼準備支援システム販売 婚礼関連コンサルティング
株式会社 MARRY MARBLE	16百万円	100.0 %	婚礼演出映像制作 婚礼写真アルバム制作 婚礼記録映像撮影 撮影スタジオ運営
株式会社花乃店千樹園	10百万円	100.0 %	婚礼装花制作
株式会社プロスダイニング	50百万円	100.0 %	レストラン運営
株式会社アンドユー	25百万円	100.0 %	パーティドレス等レンタル
株式会社 D o	10百万円	100.0 %	広告代理店
株式会社 L U R R A	6百万円	100.0 %	日本国内での旅行業
ISLAND LABEL HAWAII,INC.	10,000US\$	100.0 %	ハワイでのフォトウエディング、スパ運営
KAILA TOURS LLC	20,000US\$	100.0 %	ハワイでの旅行業
NOVARESE VIETNAM CO., LTD	8,250百万VND	100.0 %	ベトナムでのレストラン運営

(注) 1. 当社の連結子会社は上記の子会社10社 (孫会社を含む) であり、持分法適用関連会社は2社であります。

2. 当社の孫会社である KAILA TOURS LLC に対する当社の議決権比率は、当社の子会社である ISLAND LABEL HAWAII,INC.を通じての間接所有分であります。

3. NOVARESE VIETNAM CO., LTDは2025年8月6日に設立しております。

(4) 対処すべき課題

現状の経営環境について、中長期的には将来人口推計によると、当社グループがターゲットとしている年齢層（20歳代後半から30歳代）は年々減少傾向にあり、また、同世代の未婚率は上昇する傾向にあるなど、当社グループを取り巻くブライダルマーケット全体の縮小が懸念されております。

しかしながら、結婚情報誌が一般顧客に認知されたこと、また、インターネットを活用した結婚情報サイトが充実したこと、さらには消費者のライフスタイルが多様化したことにより、個性を重視した婚礼スタイルである「ゲストハウス・ウェディング」が広く支持を集めております。

一方、ホテルや専門式場が既存施設のリニューアルを通じて、ゲストハウス・ウェディングへ進出するほか、低価格を喧伝する婚礼スタイルの市場が拡大するなど、業界における競合状況および価格競争は一段と厳しくなっております。

このような状況のもと、当社グループは事業上の課題として、①戦略的な店舗展開、②認知度向上のためのプロモーション戦略、③事業展開の多様化、④人材の確保と育成、⑤衛生管理、⑥リスクマネジメント、コンプライアンス、財務上の課題として、⑦財務基盤の強化を重要な課題として認識し、具現化に向けた方策に取り組んでおります。

①戦略的な店舗展開

当社グループは、出店候補地については、商圈規模、地域特性、ロケーションなどの立地条件と店舗採算を総合的に勘案し決定しておりますが、中でもロケーションによって店舗収益が左右されることから、これを最も重要視して、当該事業用地の物件に係る情報収集チャネルの拡大、迅速な対応を通じて戦略的な店舗展開を推進してまいります。また、従前より取り組んでまいりました歴史的建造物を挙式・披露宴会場に再生する事業についても、引き続き推進してまいります。

②認知度向上のためのプロモーション戦略

当社グループは、店舗の稼働率を高めるため、認知度向上のプロモーション戦略を重要な課題として考えております。この課題に対応するため、ブライダル情報誌やグルメ情報誌などのマスメディア、地域を限定したテレビコマーシャル、インターネットを活用した結婚情報サイトおよびレストラン情報サイトによるプロモーション活動に加え、潜在顧客層への当社ブランドの更なる認知度向上による顧客の発掘を目的に各種 SNS を活用した効果的なプロモーション活動を行うなど、多様なプロモーション活動を推進してまいります。

③事業展開の多様化

当社グループは、多様化する顧客ニーズへの対応を図るとともに、潜在化する顧客ニーズを喚起できる企画提案を重要な課題として考えております。この課題に対応するため、対事業者向けにギフト販売等に関するビジネスを展開する「株式会社タイムレス」、レストラン運営に特化した事業を行う「株式会社ブロスダイニング」、女性用パーティドレスのレンタルサービスを主な事業とする「株式会社アンドユー」、広告代理店業務を主な事業とする「株式会社 Do」、ハワイにおけるリゾートウェディング事業を行う「ISLAND LABEL HAWAII, INC.」など、多様な事業を行うグループ会社を保有しております。また、2021年11月より、地方の結婚式場やホテルの収益改善をサポートするブライダルコンサルティング事業を行っているほか、2022年8月に日本国内における旅行業務を主な事業とする「株式会社 LURRA」を設立し、2023年より旅行を含む総合的な国内リゾートウェディング事業に参入いたしました。2025年には海外市場の新たな進出先として、ベトナムでのレストラン運営を行う「NOVARESE VIETNAM CO., LTD」を設立いたしました。今後も引き続きグループ全体としての事業展開の多様化をより一層推進してまいります。

④人材の確保と育成

挙式・披露宴のプロデュース、ウェディングドレスのレンタル・販売およびレストラン営業など当社グループが展開する事業に従事するスタッフには、顧客ニーズを的確に捉えた企画力および提案力が必要であり、その前提として高い商品知識と熟練した技術が要求されます。スタッフ育成には一定の教育期間を要するため、事業展開と人材採用・育成とのバランスをとりながらサービスの維持・向上に努めております。

また、性別や国籍などにとらわれず、すべてのスタッフが安心して働き、さらに働きがいを持てる環境をつくり上げていくため、「スタッフの幸福の最大化の追求」を人事基本方針として定め、「フレックスキャリア制度」、「有休取得率 100%義務化」、副業制度「パラノバ」といった働き方への取り組みを行うとともに、LGBTQをはじめとする多様な価値観に対し、社内研修の実施や社内規程の整備などの施策を行っております。すべてのスタッフがいきいきと輝ける環境を生み出し続けるため、今後もさまざまな取り組みを進めてまいります。なお、これらの取り組みについては、当社サステナビリティサイトにて随時更新を行っております。

(<https://www.novarese.co.jp/sustainability/>)

⑤衛生管理

当社グループでは、食中毒等の発生を防ぐためには衛生管理が重要な課題であると考えております。この課題に対応するため、食品衛生法に基づき所轄保健所より営業許可証を取得し、すべての挙式・披露宴会場に食品衛生責任者を配置するとともに、食中毒などの防止を目的に策定した食品衛生マニュアルに基づく品質管理や、役職員への定期的な検便および健康診断の実施などを通じた衛生管理を徹底しております。また、店舗オペレーションの改善および各店舗における衛生管理の状態をより向上させることを目的とした諸設備の改修を適宜行っております。さらに第三者機関による定期または臨時の衛生検査を実施して、衛生管理に万全を期してまいります。

⑥リスクマネジメント、コンプライアンス

当社グループでは、株主をはじめ、お客様、取引先、社員等、当社グループを取り巻く各ステークホルダーや、社会から信頼される企業であり続けるため、コーポレート・ガバナンスの充実とコンプライアンス体制の向上が重要な課題であると考えております。

当社グループは、リスクマネジメントならびにコンプライアンスについて、委員会などで定期的に制度面や業務の見直しを行い、グループ全体への周知徹底を図っております。具体的には、スタッフのコンプライアンスに関する意識の向上に向けた活動、法令違反行為などの発生防止を目的とした社内体制の整備やその他コンプライアンス活動全般を企画、実施、運営することを目的にコンプライアンス委員会を設置し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めるとともに、内部監査室による内部監査において、コンプライアンス上の重要な問題が発見された場合には、その内容を取締役会および代表取締役社長に報告する体制を構築しております。また、スタッフがコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかに担当部門もしくは内部通報窓口へ報告する体制とし、重大性に応じて再発防止策を決定し、周知徹底する体制を構築しております。

⑦財務基盤の強化

当社グループは、売上の季節変動に伴う運転資金の増減や新店出店に伴う設備投資などの資金需要が発生するため、安定的な資金確保が重要な課題であると考えております。これらに対応するため、内部留保の拡充を図るとともに、借入も含めた資金調達を実行できるよう金融機関との良好な取引関係を構築することが重要であると考えております。

以上、当社グループを取り巻く経営環境は、今後も同業他社との競合激化が加速するものと思われます。また、今後は新たな目線での適切な対応・事業運営が求められており、長期的視野での競争優位の創出にむけて、更なる強固な事業基盤の構築を進めてまいります。今後も引き続き、株主の皆さまのご期待にお応えできるよう経営目標達成に注力し、収益の確保、ひいては企業価値の向上に努めてまいりますので株主の皆さまにおかれましては、何卒一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

事業区分	主な事業内容
ブライダル事業	挙式・披露宴の企画立案、運営および婚礼衣裳のレンタル、販売ならびに婚礼飲食の提供
レストラン特化型事業	宴会・一般飲食等(ランチ・ディナー)の提供

(6) 企業集団の主要な拠点 (2025年12月31日現在)

① 当社

本社	東京都中央区
営業拠点	青森県青森市、仙台市青葉区、福島県福島市、福島県郡山市、栃木県宇都宮市、群馬県高崎市、さいたま市大宮区、千葉市中央区、東京都中央区、横浜市中区、神奈川県鎌倉市、神奈川県厚木市、新潟市中央区、富山県富山市、石川県金沢市、石川県かほく市、長野県長野市、岐阜県岐阜市、静岡県駿河区、浜松市中央区、名古屋市中区、名古屋市天白区、滋賀県近江八幡市、和歌山県和歌山市、京都市左京区、京都市下京区、大阪市北区、神戸市垂水区、神戸市中央区、兵庫県姫路市、兵庫県芦屋市、岡山市北区、広島市中区、広島市東区、広島市西区、香川県高松市、愛媛県松山市、福岡市中央区、熊本市南区、大分県大分市、宮崎県宮崎市、沖縄県島尻郡

② 子会社

国内

株式会社タイムレス	東京都中央区
株式会社 MARRY MARBLE	神戸市中央区
株式会社花乃店千樹園	名古屋市昭和区
株式会社プロスダイニング	東京都中央区
株式会社アンドユー	東京都中央区
株式会社 D o	東京都中央区
株式会社 L U R R A	東京都中央区

国外

ISLAND LABEL HAWAII, INC	米国 ハワイ州
K A I L A T O U R S L L C	米国 ハワイ州
NOVARESE VIETNAM CO., LTD	越南国 ホーチミン市

(注) 1.当社の連結子会社は上記の子会社10社(孫会社を含む)であり、持分法適用関連会社は2社であります。

2.NOVARESE VIETNAM CO., LTDは2025年8月6日に設立しております。

(7) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の従業員数

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
ブライダル事業	928 (275) 名	38名減 (19名増)
レストラン特化型事業	82 (32) 名	12名増 (9名増)
全社 (共通)	89 (9) 名	5名減 (1名減)
合計	1,099 (316) 名	31名減 (27名増)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 「全社 (共通)」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
780 (217) 名	36名減 (22名増)	33.7歳	6.7年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借入先	借入金残高 (千円)
株式会社三菱UFJ銀行	2,611,000
株式会社りそな銀行	1,890,910
農林中央金庫	1,227,272
株式会社商工組合中央金庫	1,138,568
株式会社みずほ銀行	818,180
株式会社あおぞら銀行	708,000
株式会社横浜銀行	641,800
株式会社日本政策投資銀行	604,638
株式会社東邦銀行	426,000
J A 三井リース株式会社	409,090

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年11月14日開催の取締役会において、当社を存続会社、株式会社エスクリを消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で本合併にかかる合併契約を締結しました。

なお、本合併に関する詳細は連結計算書類の連結注記表の「追加情報」及び計算書類の個別注記表の「追加情報」に記載のとおりであります。

2. 株式の状況（2025年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 100,000,000 株
 ② 発行済株式の総数 25,073,094 株（自己株式 558 株を含む）

(注) 当社は、取締役（社外取締役、非常勤取締役を除く。）4名、取締役を兼務しない執行役員1名および
 使用人 57 名ならびに当社子会社の取締役 6 名および使用人 20 名に対して、2025 年 4 月 25 日付で
 普通株式 73,094 株を発行いたしました。

- ③ 株主数 39,047 名
 ④ 単元株式数 100 株
 ⑤ 大株主（上位 10 名）

株 主 名	持株数 (株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 テ ィ ー ケ ー ピ ー	14,948,399	59.62
株 式 会 社 I B J	765,300	3.05
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	333,300	1.32
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	176,300	0.70
株 式 会 社 電 器 堂	166,600	0.66
株 式 会 社 西 原 商 会	166,600	0.66
西 浦 益 美	155,300	0.61
BNY GCM CLIENT ACCOUNT T JPRD AC ISG (FE-AC)	148,043	0.59
ノバレーゼ社員持株会	140,438	0.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託 口）	120,100	0.47

(注) 持株比率は自己株式（558 株）を控除して計算しております。

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区 分	株 式 数 (株)	交付対象者数 (名)
取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	16,165	4
社 外 取 締 役	—	—
監 査 役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告 71 ページ「4. (3) 取締役および監査役の報酬等の
 総額」に記載しております。

3. 会社の新株予約権に関する事項（2025年12月31日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2017年6月28日付株主総会決議に基づき発行された新株予約権

①新株予約権の払込金額

1個につき810円

②新株予約権の行使価額

1株につき250円

③新株予約権の行使条件

- ・各本新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。
 - ・本新株予約権の行使時において、本新株予約権者が、幹部役職員の地位を有している場合に限り行使することができる。ただし、当社の株主総会（ただし、当社が取締役会設置会社となった場合は、取締役会）において特例として承認された場合には、退任後の行使を妨げない。
 - ・本要項に定める無償取得事由が発生していない場合に限り行使することができる。
 - ・本新株予約権は、以下の方法により算定された当社普通株式の1株あたりの価額（複数の価格がある場合には、最も新しい価額）が625円（ただし、割当日後に当社が株式の分割、併合または無償割当てを行った場合には、その比率に応じて調整される。）を上回っている場合に限り、行使することができる。ただし、割当日から行使期間の最終日までの間において、以下のいずれかの方法により算定された当社普通株式の1株あたりの価額が250円（ただし、割当日後に当社が株式の分割、併合または無償割当てを行った場合には、その比率に応じて調整される。）を一度でも下回った場合、それ以後、本新株予約権は行使できないものとする。
- a.当社が普通株式を新たに発行しまたは自己株式である普通株式を処分した場合（ただし、当該募集株式の払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である場合を除く。）：当該募集株式の1株あたり払込金額
- b.当社の普通株式が譲渡された場合：当該譲渡における1株あたり譲渡価額
- c.当社が、株式価値の算定機関から、当社の普通株式の株式価値算定書を取得した場合：当該株式価値算定書に示された当社の普通株式の1株あたり株式価値（1株あたり株式価値がレンジで示された場合はその中央値とする。）
- d.当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合：直前の日における、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値

④新株予約権の行使期間

2017年7月7日から2027年7月6日まで

⑤当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	6,400個	普通株式	1,280,000株	3名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2025年12月31日現在）

会社における 地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	荻野洋基	
取締役	増山晃年	執行役員経営戦略本部長 株式会社タイムレス 取締役 株式会社 MARRY MARBLE 取締役 株式会社花乃店千樹園 取締役 株式会社プロスダイニング 取締役 株式会社アンドユー 取締役 株式会社 Do 取締役 株式会社 LURRA 取締役 ISLAND LABEL HAWAII,INC. 取締役
取締役	小林雄也	執行役員営業本部長 株式会社 LURRA 代表取締役社長
取締役	笹岡知寿子 (現姓：内藤)	執行役員営業本部副本部長 株式会社アンドユー 取締役
取締役	横岩利恵 (現姓：深見)	株式会社ティーケーピー 執行役員ホテル宴会 場事業・宿泊事業・料飲事業担当 TKP New York,Inc. President
取締役	高木寛	株式会社ティーケーピー 執行役員内部統制担当 リリカラ株式会社 取締役 株式会社 TKPSPV-11号 取締役 株式会社 TKPSPV-12号 代表取締役 株式会社常盤軒フーズ 代表取締役 株式会社イチガヤ 代表取締役
取締役	橋本眞史	LoveMeDo 株式会社 代表取締役 CEO
取締役	等健次	
常勤監査役	吉川滋	株式会社タイムレス 監査役 株式会社 MARRY MARBLE 監査役 株式会社花乃店千樹園 監査役 株式会社プロスダイニング 監査役
監査役	平地辰二	クレイス・アドバイザリー合同会社 代表社員 養和監査法人 代表社員
監査役	辻角智之	ひなた総合法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 取締役橋本眞史氏および取締役等健次氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役吉川滋氏、監査役平地辰二氏および監査役辻角智之氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役橋本眞史氏および取締役等健次氏ならびに常勤監査役吉川滋氏、監査役平地辰二氏および監査役辻角智之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役平地辰二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役辻角智之氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務および法律に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。(2025年12月31日時点)

氏 名	職 名
鈴木 一 生	執行役員営業本部副本部長兼統括総料理長

- (2) 事業年度中に退任した取締役および監査役
 該当事項はありません。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	対象となる 役員の員数	報酬等の総計	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等 (賞与)	非金銭報酬 等 (譲渡制限付株)
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	74,873千円 (5,490千円)	64,982千円 (5,490千円)	8,196千円 (-)	1,694千円 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	14,640千円 (14,640千円)	14,640千円 (14,640千円)	- (-)	- (-)
合 計 (うち社外役員)	9名 (5名)	89,513千円 (20,130千円)	79,622千円 (20,130千円)	8,196千円 (-)	1,694千円 (-)

- (注) 1.上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は34,548千円であります。
- 2.取締役の支給人員には、無報酬の取締役2名(うち社外取締役0名)を除いております。
- 3.取締役の報酬限度額は、2017年6月29日付臨時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。また、2025年3月27日開催の第9期定時株主総会において、取締役(社外取締役、非常勤取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年額20,000千円以内(ただし使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年67,000株以内であり、譲渡制限期間は割当てを受けた日より3年間から50年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間としております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役は4名です。
- 4.監査役の報酬限度額は、2017年6月29日付臨時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
- 5.取締役(社外取締役を除く)の報酬の構成は、基本報酬および変動報酬としての業績連動型金銭報酬、事前交付型株式報酬ならびにストック・オプションから構成されており、社外取締役・社外監査役の報酬の構成は、基本報酬のみであります。
- 6.業績連動報酬等の額の算定につきましては、連結営業利益を使用し、目標値に対する達成度合いに応じて変動する仕組みとしております。また、当該指標を選定した理由は、当社が開示した業績への達成度との連動性を重視しているためであります。当事業年度における業績達成賞与に係る指標の目標と実績は、次のとおりであります。
連結営業利益 1,878百万円(目標) 2,247百万円(実績)
- 7.非金銭報酬等の額は、譲渡制限付き株式報酬に係る当事業年度中の費用計上額であります。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役および社外監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額はいずれも法令が定める最低責任限度額であります。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役および監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者が取締役または監査役に選任された場合、当該保険の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関する責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

(6) 報酬等の内容の決定に関する方針

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、常勤・非常勤の別を含めた各取締役または監査役の職務、職責に応じて、各々相当と判断される水準としております。

(7) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、2025年3月27日開催の取締役会において、代表取締役社長である荻野洋基に、当事業年度におけるものも含めて、取締役の個人別の報酬額についての決定権限を委任することを決議しております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

(8) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役橋本眞史氏は、LoveMeDo株式会社の代表取締役CEOを兼任しておりますが、兼任先と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係、その他の利害関係はありません。
- ・社外監査役吉川滋氏は、株式会社タイムレスの監査役、株式会社MARRY MARBLEの監査役、株式会社花乃店千樹園の監査役および株式会社ブロスダイニングの監査役を兼任しておりますが、各兼任先は当社の出資比率100%の連結子会社であります。
- ・社外監査役平地辰二氏は、クレイス・アドバイザー合同会社の代表社員および養和監査法人の代表社員を兼任しておりますが、各兼任先と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係、その他の利害関係はありません。
- ・社外監査役辻角智之氏は、ひなた総合法律事務所の代表弁護士を兼任しておりますが、兼任先と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係、その他の利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

取締役橋本眞史氏は、当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、保険業界における長年の経験および企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。

取締役等健次氏は、当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、金融機関での要職を歴任してきたことによる豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。

監査役吉川滋氏は、当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、保険業界における長年の経験および企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。

監査役平地辰二氏は、当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、公認会計士としての専門的見地に基づき、疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。

監査役辻角智之氏は、当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地に基づき、疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。

また、監査役吉川滋氏、監査役平地辰二氏および監査役辻角智之氏は、当事業年度に開催された監査役会17回のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	66,760 千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	73,060 千円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、その妥当性を検討した結果、当事業年度の会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当事業年度における上記報酬の額以外に、前事業年度に係る追加報酬が12,800千円あります。

③非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対しリファード・ジョブ業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、経営理念、行動指針、企業行動憲章、コンプライアンス行動規準およびコンプライアンスに関する社内規程に基づき、自ら率先して法令・定款を遵守いたします。

取締役会は、取締役から定期的に業務執行状況の報告を受けることにより、職務執行の監督を行っております。監査役は、取締役会への出席や業務執行状況の確認を行うことなどを通じて、取締役の職務執行の監視を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の取扱いについては、社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る文書その他重要な情報の保存および管理を行っております。これにより取締役および監査役が、常時これらの文書などを閲覧できる体制を整えております。

また、これらの事務の運用状況の検証、見直しを必要に応じて実施いたします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

適切なリスク管理を行うため、リスク管理に関する社内規程を整備し、当社全体のリスクを総合的に管理し、重要なリスクについて対応方針を協議、決定する機関としてリスク管理委員会を設置しております。

また、内部監査担当部門は、定期的に内部監査を実施し、その結果を取締役会および代表取締役社長に報告いたします。

リスクが顕在化し、重大な影響を及ぼすと予想される場合、代表取締役社長を対策本部長とする対策本部を設置し、対応責任者として担当役員を定め、迅速かつ適切な情報伝達と対応を実施することで、損害を最小限に抑えるとともに、再発防止策を講じます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則として月1回開催するほか、経営方針や人事・財務戦略について慎重かつ充分な審議を行うため、取締役、執行役員および監査役などにより構成される経営会議を定期的に開催しております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保し、かつ企業としての社会的責任を果たすため、社内教育を通して企業倫理の遵守と誠実な企業運営の浸透を図っております。

また、使用人のコンプライアンスに関する意識の向上に向けた活動、法令違反行為などの発生防止を目的とした社内体制の整備やその他コンプライアンス活動全般を企画、実施、運営することを目的にコンプライアンス委員会を設置し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めるとともに、内部監査担当部門による内部監査において、コンプライアンス上の重要な問題が発見された場合には、その内容を取締役会および代表取締役社長に報告しております。

加えて、使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかに担当部門もしくは内部通報窓口で報告する体制とし、重大性に応じて再発防止策を決定し、周知徹底いたします。仮に使用人の法令違反行為などが発覚した場合には、社内規程に従い、厳正な処分を行います。

⑥ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の経営理念、行動指針、企業行動憲章およびコンプライアンス行動規準を、当社グル

ープ全体に共通した行動規範と位置づけ、子会社に対して、当社への事前承認または報告を求める事項などについて関係会社管理規程に定め、その遵守を求めるとともに、当社内の子会社を管理する部門による支援体制を敷くことで、当社グループ全体の業務の適正および効率性を確保いたします。

また、当社の取締役、監査役または使用人を子会社の取締役または監査役として配置し、子会社の取締役の業務執行の監視・監督または監査、およびリスク管理体制の整備・運用に関する助言・指導を行います。当社内部監査担当部門は子会社への内部監査を定期的に行います。その結果を取締役会、代表取締役社長および子会社管理担当部門に報告し、子会社管理担当部門は必要に応じて内部統制に係る改善策の指導、実施の支援・助言を行います。

加えて、子会社においても、その取締役および使用人が内部通報窓口で報告できる体制を築いております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社は必要に応じて監査役の職務の補助をなす使用人を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容については、監査役会の意見を十分考慮して検討いたします。

当該使用人は、その職務の遂行に関して取締役の指揮命令は受けないものといたします。

⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人の任命、異動、評価など人事については、監査役会の意見を尊重した上で行うものとしております。

監査役がその職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令のもとに業務を遂行し、その業務に専念するものといたします。

⑨ 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項が発生するおそれがある、あるいは発生した場合、また、取締役による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役がその職務遂行上、報告を受ける必要があると判断した事項について、すみやかに報告、情報提供を行います。

内部監査担当部門は、内部監査結果について随時監査役に報告いたします。

当社の内部通報制度の担当部門は、当社グループの取締役および使用人からの内部通報の状況について、随時監査役に対して報告いたします。

また、コンプライアンス規程において、当該通報をしたことを理由とした不利益取扱いの禁止を明記し、当社グループの取締役および使用人に周知徹底しております。

⑩ その他監査役がその職務を補助すべき使用人の職務を円滑に行わせることを確保するための体制

当社は取締役および使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めるとともに、監査役が取締役会をはじめとする重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、必要に応じて取締役および使用人の説明を求めるなどの職務を円滑に行える体制を整えております。また、代表取締役社長および監査役とそれぞれ定期的な意見交換会を開催することとしております。

社外監査役として企業経営に精通した有識者や法律・会計の有資格者を招聘し、取締役などの業務を執行する者からの独立性を保持いたします。

監査役が、その職務の執行について生ずる費用などを当社に対し請求したときは、当該請求にかかる費用などが当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当該費用を負担いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当該体制の主な運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスおよびリスク管理に関する取り組みの状況

当事業年度においては、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を4回開催し、コンプライアンスに関する重要事項などに関し、担当部署から報告を受けました。

また、全役職員へコンプライアンスに関するテキストを配布し、理解度を図るテストを実施するとともに、入社時研修および階層別研修にてコンプライアンスに関する教育を実施するなどして、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。

当社は、当社グループにおいて、コンプライアンス規程に基づき、内部通報窓口を設置しており、担当部門によって適切に運用を行っております。なお、社内相談窓口だけでなく社外相談窓口（法律事務所）を設置しており、コンプライアンス体制の更なる強化を図っております。

リスク管理につきましては、代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を4回開催し、リスク管理に関する重要事項などに関し、担当部署から報告を受けました。

なお、内部監査につきましては、当期内部監査計画に基づき実施するとともに、内部監査結果について取締役会にて報告を受けました。

② 職務執行の適正および効率性の確保に関する取り組みの状況

当事業年度において、取締役会は17回開催され、業務執行状況などの監督を行うとともに、各議案の審議にあたっては、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されております。

③ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取り組みの状況

当社子会社につきましては、当社の経営戦略本部が各子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、関係会社管理規程に従い、各子会社から当社に対し、適宜、事前の承認申請または報告を行っております。

また、内部監査部門は、各子会社に対する内部監査を実施しており、グループ経営に対応したモニタリングを実施しております。

④ 監査役監査の実効性の確保に関する取り組みの状況

当事業年度において、各監査役は監査に関する重要な事項について、適宜報告・協議・決定を行っております。

また、常勤監査役はコンプライアンス委員会、リスク管理委員会などの重要会議に出席するなどして、監査の実効性の向上を図っております。

(注)この事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

以上

連結財政状態計算書

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産)		(負 債)	
流 動 資 産	4,433,735	流 動 負 債	11,397,562
現金及び現金同等物	3,417,902	営業債務及びその他の債務	1,943,726
営業債権及びその他の債権	561,481	契約負債	1,351,051
棚卸資産	298,535	借入金	4,459,561
その他の金融資産	17,815	その他の金融負債	1,054,081
その他の流動資産	138,000	未払法人所得税等	871,899
非 流 動 資 産	32,389,671	引当金	91,374
有形固定資産	17,525,028	その他の流動負債	1,625,868
のれん	11,203,452	非 流 動 負 債	15,316,793
無形資産	127,232	借入金	7,911,914
持分法で会計処理されている投資	57,774	その他の金融負債	5,926,318
その他の金融資産	1,131,894	引当金	1,356,161
繰延税金資産	2,314,389	その他の非流動負債	122,398
その他の非流動資産	24,958	負 債 合 計	26,714,356
資 産 合 計	36,823,406	(資 本)	
		親会社の所有者に帰属する持分	10,109,050
		資本金	30,000
		資本剰余金	1,471,259
		利益剰余金	8,541,971
		その他の資本の構成要素	65,819
		資 本 合 計	10,109,050
		負 債 及 び 資 本 合 計	36,823,406

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書
 (2025年1月1日から
 2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 収 益	22,039,886
売 上 原 価	△9,803,626
売 上 総 利 益	12,236,259
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△10,004,940
そ の 他 の 収 益	21,820
そ の 他 の 費 用	△5,188
営 業 利 益	2,247,950
金 融 収 益	14,012
金 融 費 用	△439,078
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	26,639
税 引 前 利 益	1,849,523
法 人 所 得 税 費 用	△592,941
当 期 利 益	1,256,581
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	1,256,581
当 期 利 益	1,256,581

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書
 (2025年1月1日から
 2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分					資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素	親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分 合 計	
2025年1月1日時点の 残 高	100,000	6,150,000	2,529,837	66,901	8,846,739	8,846,739
当 期 利 益	—	—	1,256,581	—	1,256,581	1,256,581
そ の 他 の 包 括 利 益	—	—	—	△8,624	△8,624	△8,624
当 期 包 括 利 益 合 計	—	—	1,256,581	△8,624	1,247,957	1,247,957
株 式 報 酬	—	—	—	8,621	8,621	8,621
新 株 の 発 行	10,218	△4,486	—	—	5,731	5,731
減 資	△80,218	80,218	—	—	—	—
その他の資本構成要素から 利 益 剰 余 金 へ の 振 替	—	—	1,079	△1,079	—	—
資本剰余金から利益剰余金 へ の 振 替	—	△4,754,472	4,754,472	—	—	—
所有者との取引額合計	△70,000	△4,678,740	4,755,551	7,542	14,353	14,353
2025年12月31日時点の残 高	30,000	1,471,259	8,541,971	65,819	10,109,050	10,109,050

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社およびその子会社（以下「当社グループ」という。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。また、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。なお、当社グループは、2019年12月31日に終了する連結会計年度にIFRSを初めて適用し、IFRSへの移行日は2018年1月1日としております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および連結子会社の名称

連結子会社の数	10社
連結子会社の名称	株式会社タイムレス 株式会社MARRY MARBLE 株式会社花乃店千樹園 株式会社プロスダイニング 株式会社アンドユー 株式会社Do 株式会社LURRA ISLAND LABEL HAWAII, INC. KAILA TOURS LLC NOVARESE VIETNAM CO., LTD

(3) 連結の範囲の変更

NOVARESE VIETNAM CO., LTDは新規設立のため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ISLAND LABEL HAWAII, INC. および KAILA TOURS LLC の決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数および会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数	2社
関連会社の名称	株式会社ホロニック 株式会社ブライト

(6) 会計方針に関する事項

1) 連結の基礎

① 子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しております。

子会社の計算書類は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めております。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の計算書類に調整を加えております。当社グループ間の債権債務残高および内部取引高、ならびに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結計算書類の作成に際して消去しております。

子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

子会社持分を一部処分した際、支配が継続する場合には、非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識されております。

支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得または損失は純損益で認識しております。

② 関連会社

関連会社とは、当社グループが当該企業に対し、財務および営業の方針に重要な影響力を有しているものの、支配または共同支配をしていない企業をいいます。当社グループが他の企業の議決権の20%以上50%以下を保有する場合、当社グループは当該他の企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。

関連会社については、当社グループが重要な影響力を有することとなった日から重要な影響力を喪失する日まで、持分法によって会計処理しております。関連会社に対する投資には、取得に際して認識されたのれん（減損損失累計額控除後）が含まれております。

関連会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該関連会社の計算書類に調整を加えております。

持分法適用会社との取引から生じた未実現利益は、被投資企業に対する当社持分を上限として投資から控除しております。未実現損失は、減損が生じている証拠がない限り、未実現利益と同様の方法で投資から控除しております。

2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、取得日時点で移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、および段階取得の場合には取得日以前に保有していた被取得企業の資本持分の取得日公正価値の合計額として測定されます。取得対価が識別可能な資産および負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において純損益として計上しております。

非支配持分を公正価値で測定するか、または識別可能な純資産の認識金額の比例持分で測定するかについては、企業結合ごとに選択しております。

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取引費用は、発生時に費用処理しております。

共通支配下における企業結合取引、すなわち、すべての結合企業または結合事業が最終的に企業結合の前後で同じ当事者によって支配され、その支配が一時的なものではない企業結合取引については、帳簿価額に基づき会計処理しております。

3) 外貨換算

①外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産および負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定する外貨建非貨幣性資産および負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。取得原価で測定している外貨建非貨幣性項目は、取得時における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算または決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

②在外営業活動体の計算書類

在外営業活動体の資産および負債については期末日の為替レート、収益および費用については為替レートに著しい変動がある場合を除き平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の計算書類の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の処分時には、その他の包括利益に認識され資本に累積されていた在外営業活動体の換算差額は、処分による利得または損失が認識される時に資本から純損益に振り替えております。

4) 金融商品

①金融資産

(i) 当初認識および測定

当社グループは、金融資産について、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

償却原価で測定する金融資産（重大な金融要素を含まない営業債権を除く）は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引費用を加算して測定しております。なお、重大な金融要素を含まない営業債権は取引価格で当初測定しております。

(ii) 事後測定

償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法に基づき算定した総額の帳簿価額から損失評価引当金を控除した償却原価で測定しております。

実効金利法による利息収益および認識が中止された場合の利得および損失については、金融収益または金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、または当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する取引において、契約上のキャッシュ・フローを受け取る権利を移転する場合、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産および関連する負債を認識いたします。

(iv) 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を損失評価引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を損失評価引当金として認識しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権につきましては、常に全期間の予想信用損失と等しい金額を損失評価引当金として認識しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値

・過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。当該測定に係る金額は、純損益として認識しております。減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額を純損益として戻し入れております。

②金融負債

(i) 当初認識および測定

当社グループは、金融負債については償却原価で測定する金融負債に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による利息費用および認識が中止された場合の利得および損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、または失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

(iv) 認識の中止を伴わない金融負債の条件変更

金融負債が条件変更または交換されたが当該金融負債の認識の中止が生じない(すなわち大幅でない)場合には条件変更による利得または損失を、金融収益または金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

6) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価および見積販売費用を控除した額であります。原価は、主として先入先出法に基づいて算定しており、購入原価、加工費および現在の場所および状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。

7) 有形固定資産(使用権資産を除く)

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示し

ております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去および土地の原状回復費用が含まれております。

土地および建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 1～50年
- ・機械装置及び運搬具 5～16年
- ・レンタル衣裳 2～8年
- ・工具、器具及び備品 2～15年

なお、見積耐用年数、残存価額および減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

取得後の支出は、その支出に関連する将来の経済的便益が当社グループにもたらされる可能性が高い場合にのみ資産計上しております。

8) のれんおよび無形資産

①のれん

当初認識時におけるのれんの測定は、会計上の見積りに関する注記「(1)非金融資産の減損」に記載しております。

のれんの償却は行わず、每期および減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

②その他の無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 5年

なお、見積耐用年数、残存価額および償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

事後的な支出は、その支出に関連する特定の資産に伴う将来の経済的便益を増加させる場合のみ資産計上しております。自己創設ののれんおよびブランドを含むその他の支出は、全て発生時に費用として認識しております。

9) リース

契約の開始時に、当社グループは契約がリースであるか、またはリースを含んでいるかを判定しております。契約により、特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合に、当該契約はリースであるか、またはリースを含んでいることとなります。契約により特定された資産の使用を支配する権利を移転するか否かを判定する際に、当社グループはIFRS第16号「リース」のリースの定義を用いております。

当社グループは、借手としてのリース取引について、リース開始日に、使用权資産を取得原価で、リース負債を未払リース料総額の現在価値で測定しております。

当初認識後の使用权資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース負債は、リース負債に係る金利、支払われたリース料および該当する場合にはリース負債の見直しまたはリースの条件変更を反映する金額で事後測定しております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リースについては、使用权資産およびリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたって、定額法または他の規則的な基礎のいずれかにより認識しております。

10) 非金融資産の減損

棚卸資産および繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれんおよび耐用年数を確定できない、または未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産または資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値および当該資産または資金生成単位に固有のリスクに関する現在の市場の評価を反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いております。

資金生成単位については、継続的な使用により他の資産または資産グループのキャッシュ・インフロー

から、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の識別可能な資産グループとしております。のれんの資金生成単位については、企業結合のシナジーが得られると期待され、内部報告目的で管理される単位に基づき決定し、集約前の事業セグメントの範囲内となっております。

全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を算定して判断しております。

減損損失は、資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。その他の資産について、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少または消滅を示す兆候の有無を評価しております。減損の戻入れの兆候がある資産または資金生成単位については、回収可能価額を見積り、回収可能価額が帳簿価額を上回る場合に減損損失を戻入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費および償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れております。

11) 株式に基づく報酬

当社は、取締役、執行役員および一部の従業員に対するインセンティブ制度として、以下の持分決済型および現金決済型の株式報酬制度を採用しております。

①ストック・オプション制度

ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、モンテカルロ・シミュレーションを用いて算定しております。

②譲渡制限付株式報酬制度

譲渡制限付株式報酬に係る受領したサービスの対価は、付与日における当社株式の公正価値で測定しており、付与日から権利確定期間にわたって定額法により費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。

12) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的または推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値および当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

13) 収益

当社および連結子会社は、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財またはサービスを顧客に移転することにより、履行義務を充足した時点で売上収益を認識しております。売上収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引等を控除した金額（取引価格）で測定しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（または充足するにつれて）収益を認識する。

また、主な財またはサービスごとの収益の認識時点は、「8. 収益認識に関する注記(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」をご参照ください。

14) 政府補助金

政府補助金は、補助交付のための付帯条件を満たし、補助金を受領することについて合理的な保証が得られた時に認識しております。収益に関する政府補助金は、補助金により保証される費用が認識される期間にわたって、純損益として認識しております。純損益として認識された補助金は、控除することが可能な場合は関連する費用から控除しております。資産の取得に対する政府補助金は、繰延収益として認識し、関連資産の耐用年数にわたり規則的に純損益に認識しております。

15) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金および繰延税金から構成されております。これらは、その他の包括利益または資本に直接認識される項目から生じる場合、および企業結合から生じる場合を除き、純損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付または税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率および税法は、期末日までに制定または実質的に制定されているものでありま

す。

繰延税金は、期末日における資産および負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との差額である一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除に対して認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産および負債を計上しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得（欠損金）にも影響を与えない取引によって発生する資産および負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社、関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異に関しては、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、または当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合
- ・子会社、関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異に関しては、一時差異の解消する時期をコントロールすることができ、予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について認識しております。

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額または一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期見直され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識しております。

繰延税金資産および負債は、期末日において制定されている、または実質的に制定されている税率および税法に基づいて、資産が実現する期間または負債が決済される期間に適用されると予想される税率および税法によって測定しております。

繰延税金資産および負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合または別々の納税主体であるものの当期税金負債と当期税金資産とを純額で決済するか、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図している場合に相殺しております。

16) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

本連結計算書類において適用する重要な会計方針は、以下を除き、前連結会計年度の連結計算書類において適用した会計方針と同一であります。

当社グループは、当連結会計年度より、以下の基準を適用しております。

IFRS		新設・改訂の概要
IAS 第 21号	外国為替レート変動の影響	通貨が他の通貨と交換可能でない場合の要求事項の明確化

上記基準の適用による連結計算書類に与える重要な影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の金額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積りおよびその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間およびそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結計算書類の金額に重要な影響を与える判断および見積りは以下のとおりであります。

(1) 非金融資産の減損

当連結会計年度において、有形固定資産および無形資産の減損に関する見積りを行っております。また、のれんについては毎期および減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しております。

主要な仮定である将来の受注組数または1組あたりのゲスト数が計画を大幅に下回った場合には、翌連結会計年度以降の計算書類において、減損損失を計上する可能性があります。

非金融資産の回収可能価額の算定方法、主要な仮定および金額は下記のとおりです。

①算定方法

固定資産の減損会計を適用するにあたっては、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として拠点を基礎として資産のグルーピングを行っております（資金生成単位）。これらのうち減損の兆候がある拠点の資

金生成単位について、帳簿価額と回収可能価額を比較し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、減損テストを行う際には、関連するリース負債を資金生成単位の帳簿価額から控除しております。

のれんについては、のれんを含まない各資金生成単位において算定された減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額と、より大きな単位から得られる回収可能価額とを比較し、回収可能価額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

②主要な仮定

回収可能価額の見積りは中期の事業計画を基礎に算出しており、事業計画の主要な仮定は、以下のとおりであります。

- ・ブライダル事業においては、将来の受注組数および1組あたりのゲスト数
- ・レストラン特化型事業においては、売上高

③有形固定資産および無形資産、ならびにのれんの金額

1) 有形固定資産および無形資産の金額

固定資産の帳簿価額のうち、減損の兆候のある拠点のセグメント別金額は以下のとおりであります。減損損失は、売上原価および販売費及び一般管理費に含まれております。なお、減損損失の金額は、「5. 連結損益計算書に関する注記 減損損失」をご参照ください。

	資金生成単位
	当連結会計年度 (2025年12月31日)
ブライダル事業	1,652,823
レストラン特化型事業	151,518
合計	1,804,342

2) のれんの金額

企業結合で生じたのれんは、取得日に企業結合から利益がもたらされる資金生成単位に配分しております。のれんの帳簿価額のセグメント別内訳は以下のとおりであります。なお、減損損失は計上しておりません。

	のれん
	当連結会計年度 (2025年12月31日)
ブライダル事業	11,203,452
レストラン特化型事業	—
合計	11,203,452

(2) 繰延税金資産の回収の可能性

当社グループは、繰延税金資産については、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

課税所得が生じる時期および金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産の算定方法、主要な仮定および金額は下記のとおりです。

①算出方法

将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得およびタックス・プランニング等に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の課税所得の見積りは中期の事業計画およびタックス・プランニングを基礎としております。

②主要な仮定

将来の課税所得の見積りの基礎となる中期の事業計画の主要な仮定は、以下のとおりであります。

- ・ブライダル事業においては、受注組数および1組あたりのゲスト数
- ・レストラン特化型事業においては、売上高

③繰延税金資産の金額

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額は下記のとおりです。

繰延税金資産	4,603,270 千円
繰延税金負債	△2,288,881 千円
繰延税金資産（純額）	2,314,389 千円

4. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産	
建物及び構築物	1,416,339 千円
土地	1,563,218 千円
② 担保に係る債務	
借入金（流動負債）	2,688,121 千円
借入金（非流動負債）	6,427,924 千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 14,401,272 千円

(3) 財務制限条項

当連結会計年度末における短期借入金 1,788,328 千円、1年内返済予定の長期借入金 1,289,069 千円、長期借入金 4,558,456 千円については、以下のとおり財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、貸付人の合意に基づく借入人に対する通知により、借入人は、当該借入金の全てにつき期限の利益を失い、借入人は、直ちに元本、利息その他関連契約に基づき借入人が支払義務を負担するもの全額を弁済しなければならないことになっております。

① 純資産

各決算期末の借入人の連結財政状態計算書上の資本合計の金額を、直前の各決算期末の借入人の連結財政状態計算書上の資本合計の金額の75%以上に維持すること。

② 利益維持

各決算期末における借入人の連結損益計算書上の営業利益または当期利益のいずれか一つでも赤字となる状態を生じさせないこと。

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しました。

これらの減損損失は連結損益計算書の「売上原価」および「販売費及び一般管理費」に計上しております。

対象会社	場所	セグメント	用途	種類	金額（千円）
株式会社 ノバレーゼ	熊本モノリス (熊本市南区)	ブライダル 事業	挙式・披露宴 会場	建物及び構築物	125,286
				使用権資産	58,367
				工具、器具及び備品	2,475
				その他固定資産	448
				小計	186,577
合計					186,577

減損損失の測定方法については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(6) 会計方針に関する事項 10) 非金融資産の減損」をご参照ください。

6. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 25,073,094 株

(2) 新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

普通株式 1,573,400 株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。

当社グループが資本管理において用いる主な指標は、ネット有利子負債（有利子負債の金額から現金及び現金同等物を控除したもの）であります。

当社グループのネット有利子負債は以下のとおりであります。

当連結会計年度
(2025年12月31日)

有利子負債（千円）	19,458,417
現金及び現金同等物（千円）	3,417,902
ネット有利子負債（差引）（千円）	16,040,515

これらの指標については、経営者に定期的に報告され、モニタリングしております。

なお、当社グループの主要な借入金について、資本に関する規制を含む財務制限条項が付されており、当連結会計年度において当該財務制限条項を遵守しております。当該財務制限条項に抵触した場合には、貸付人の請求によって契約上の期限の利益を失い、ただちに債務の弁済をしなければなりません。財務制限条項については、「4. 連結財政状態計算書に関する注記(3)財務制限条項」に記載しております。

2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・金利リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

3) 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループの主要な営業取引については現金取引かつ前受にて代金を回収しており、信用リスクは僅少のため、損失評価引当金の期首残高から期末残高への調整表、信用リスクエクスポージャーの開示は行っておりません。

一部の掛取引については、与信管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し管理しております。

また、当社グループの大部分の店舗につき賃貸借契約に基づく賃借を行っており、差入保証金は取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況を把握する体制を構築しており、信用リスクは僅少であると判断しております。

金融資産については、連結計算書類に表示されている減損後の帳簿価額が当社グループの信用リスクに係る最大エクスポージャーとなります。

当社グループは、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有していません。当社グループは、上記の金融資産について、回収可能性や信用リスクの著しい増加等を考慮のうえ、将来の予想信用損失を測定し、損失評価引当金を計上しております。信用リスクが著しく増加しているか否かは、債務不履行発生リスクの変動に基づいて判断しており、その判断にあたっては、取引先の経営成績の悪化や、期日経過情報等を考慮しております。金融資産の全部または一部について回収ができず、または回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行とみなしております。損失評価引当金は、全期間の予想信用損失を金融商品の種類ごとに、また、必要がある場合には取引先の信用リスクの性質によって更なる細分化が必要かどうかを検討したうえで、集散的に測定しておりますが、期待将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える以下のような事象等が発生した場合は、信用減損している金融資産として個別債権ごとに予想信用損失を測定しております。

- ・取引先の深刻な財政困難
- ・債権の回収不能や、再三の督促に対する回収遅延
- ・取引先が破産やその他財政再建が必要な状態に陥る可能性の増加

また、あらゆる回収手段を講じても金融資産が回収不能であると合理的に判断される場合は、金融資産の帳簿価額を直接償却しております。予想信用損失の測定方法については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(6)会計方針に関する事項4)金融商品①金融資産(iv)金融資産の減損」をご参照ください。当報告期間中に見積技法または重要な仮定の変更はありません。

4) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払いを実行できなくなるリスクであります。

当社グループは主に借入金により資金を調達しておりますが、資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。また、取引金融機関とコミットメントライン契約を締結することにより、流動性リスクの低減を図っております。

5) 金利リスク管理

当社グループの借入金のほとんどについては変動金利であるため、市場金利の変動リスクに晒されております。

当社グループでは、市場金利の動向を常時モニタリングし、損益に与える影響を試算しております。

(2) 金融商品の公正価値

1) 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定する金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：企業が測定日現在でアクセスできる同一の資産または負債に関する活発な市場における（無調整の）相場価格

レベル2：資産または負債について直接または間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる相場価格以外のもの

レベル3：資産または負債についての観察可能でないインプット

2) 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

（現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務（割賦未払金を除く））
短期間で決済されるため、帳簿価額は公正価値に近似しております。

（その他の金融資産）

償却原価で測定する金融資産は、主として貸付金および差入保証金により構成されており、これらの公正価値については、元利金の合計額を、新規に同様の貸付および差し入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。その他については、帳簿価額は公正価値に近似しております。

（借入金）

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、帳簿価額は公正価値に近似しております。また、固定金利による借入金の公正価値は残存期間における元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（営業債務及びその他の債務（割賦未払金）、その他の金融負債）

償却原価で測定される営業債務及びその他の債務（割賦未払金）およびその他の金融負債は、割賦未払金により構成されており、公正価値については、元利金の合計額を、新規に同様の契約条件で借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3) 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2025年12月31日)	
	帳簿価額	公正価値
	千円	千円
償却原価で測定する金融資産		
貸付金	67,640	68,070
差入保証金	1,082,069	924,610
合計	1,149,709	992,680

	当連結会計年度 (2025年12月31日)	
	帳簿価額	公正価値
	千円	千円
償却原価で測定する金融負債		
借入金	12,371,475	12,882,426
割賦未払金（営業債務及びその他の債務）	106,541	116,388
割賦未払金（非流動負債・その他の金融負債）	503,877	504,219
合計	12,981,894	13,503,034

- (注) 1. 貸付金、差入保証金はレベル3、借入金、割賦未払金の公正価値はレベル2に分類しております。
2. 上記以外の償却原価で測定する金融資産および金融負債については、帳簿価額と近似しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財またはサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

財またはサービス	報告セグメント		合計
	ブライダル	レストラン特化型	
婚礼プロデュース	9,965,434	—	9,965,434
婚礼衣装	3,790,926	—	3,790,926
レストラン	6,708,502	1,575,023	8,283,525
婚礼飲食	5,005,748	—	5,005,748
宴会・一般飲食	1,702,753	1,575,023	3,277,776
顧客との契約から生じる収益	20,464,862	1,575,023	22,039,886

(注) 顧客との契約から生じる収益は、外部顧客への売上収益で表示しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

① 婚礼プロデュース事業

婚礼プロデュースにおける婚礼プロデュース売上収益は、挙式・披露宴の企画立案、運営に基づく売上であります。

婚礼プロデュースの履行義務は「挙式・披露宴の施行」であります。履行義務は挙式日に充足するため、挙式日時点で収益を認識しております。また取引の対価については、履行義務の充足前である契約時に前受けする形で受領しております。

② 婚礼衣装事業

婚礼衣装における婚礼衣装売上収益は、衣装のレンタルおよび販売に基づく売上であります。

婚礼衣装の履行義務は「衣装の貸与」および「衣装の販売」であります。履行義務は衣装の貸与日、もしくは衣装の引渡し時点で充足するため、衣装の貸与日、もしくは衣装の引渡し時点で収益を認識しております。また取引の対価については、履行義務の充足前である契約時に前受けする形で受領しております。

③ レストラン事業（婚礼飲食および宴会・一般飲食）

ブライダル事業のレストランにおける婚礼飲食売上収益は、挙式・披露宴に係る飲食売上であります。

ブライダル事業およびレストラン特化型事業のレストランにおける宴会・一般飲食売上収益は、宴会および一般飲食（ランチ・ディナー）に係る飲食売上であります。

レストランの履行義務は「飲食の提供」であります。履行義務は飲食の提供日に充足するため、飲食の提供時点で収益を認識しております。なお、婚礼飲食の提供日は挙式日であるため、挙式日に収益を認識しております。また取引の対価については、ブライダル事業のレストランは履行義務の充足前である契約時に前受けする形で受領しており、レストラン特化型事業のレストランは履行義務の充足時点である各月末時点から概ね1カ月以内に支払いを受けております。

(3) 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、サービスの提供および商品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結財政状態計算書上、流動負債に計上しております。

顧客との契約から生じた債権および契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	
売掛金	466,649
契約負債	1,351,051

契約負債は、契約成立時に顧客から受け取った前受対価であり、履行義務を充足するまで契約負債として認識されます。当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額は1,199,557千円であります。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足または部分的に充足した履行義務から認識した収益は該当ありません。

9. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結財政状態計算書に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

挙式・披露宴会場等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。また、資産除去債務は連結財政状態計算書の「引当金」に計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から1年～20年と見積り、割引率は0%～2.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	1,342,462
有形固定資産の取得に伴う増加額	9,739
時の経過による調整額	7,391
期末残高	1,359,593

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分	403円19銭
(2) 基本的1株当たり当期利益	50円16銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 追加情報

(株式会社エスクリの吸収合併)

当社は、2025年11月14日開催の取締役会において、当社及び株式会社エスクリ（以下「エスクリ」といい、当社と合わせて「両社」という。）が、両社の経営を両社対等の精神の下で統合すること（以下「本経営統合」という。）を決議し、当社を吸収合併存続会社、エスクリを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）に係る合併契約を締結いたしました。

1. 取引の概要

(1) 合併当事者名称

(存続会社) 名称：株式会社ノバレーゼ
(消滅会社) 名称：株式会社エスクリ

(2) 合併契約締結日

2025年11月14日

(3) 本合併の効力発生日

2026年4月1日（予定）

(4) 本経営統合の方式

当社を吸収合併存続会社、エスクリを吸収合併消滅会社とする吸収合併の方式により実施いたします。
なお、当社の親会社である株式会社ティーケーピーは、2025年11月14日付で、その所有するエスクリA種種類株式3,000株のうち2,000株について、エスクリA種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権を行使することにより、エスクリの普通株式9,969,852株の交付を受けた結果、その所有するエスクリの普通株式の数が合計12,619,852株（総株主の議決権の数に対する割合：53.76%）となり、エスクリの親会社に該当することになりました。

(5) 本経営統合に係る割当ての内容

	当社 (吸収合併存続会社)	エスクリ (吸収合併消滅会社)
当該組織再編に係る割当比率	1	0.558

(注) 1. 本合併に係る割当比率（以下「本合併比率」という。）

エスクリの株式1株に対して、当社の株式0.558株を割当て交付します。ただし、本合併の効力発生までに、現時点でエスクリが保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲（本合併の効力発生の直前時）の株式を消却することを予定しているため、エスクリが2025年6月30日時点で保有する自己株式278,065株については、本合併による株式の割当てがなされることは予定しておりません。

2. 本合併により交付する当社の株式数：普通株式13,100,884株（予定）

上記の交付株式数は、今後、エスクリの株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、本

合併の効力発生の直前時までの間にエスクリの自己株式数の変動等が生じた場合には、修正される可能性があります。また、当社は、本合併により交付する株式数の全てを、新たに普通株式を発行することにより充当する予定です。

3. 単元未満株式の取扱い

本合併により当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することになるエスクリの株主の皆様におかれましては、当社に関する以下の制度をご利用いただくことができるほか、一部証券会社で取り扱っている単元未満株式での売買が可能です。なお、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売買することはできません。

・単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、エスクリの単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対し、自己の保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

4. 1株に満たない端数の処理

本合併に伴い、当社の株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるエスクリの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

2. 会計処理の概要

本合併に関する会計処理については、IFRSに基づき会計処理を行う予定としております。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,930,036	流動負債	9,262,881
現金及び預金	2,146,040	買掛金	666,224
売掛金	237,573	短期借入金	1,982,000
商 品	57,355	1年内返済予定の	2,458,588
原材料及び貯蔵品	83,988	長期借入金	
前払費用	141,442	未払金	995,055
その他	263,636	未払法人税等	722,231
固定資産	18,809,565	未払消費税等	429,771
有形固定資産	10,987,872	契約負債	1,295,759
建物	6,820,476	賞与引当金	407,785
構築物	743,178	株主優待引当金	87,942
車両運搬具	22,248	その他	217,523
レンタル衣裳	300,308	固定負債	9,562,992
工具、器具及び備品	401,537	長期借入金	7,715,197
土地	1,563,218	長期未払金	526,469
建設仮勘定	1,136,903	賞与引当金	5,012
無形固定資産	4,894,728	資産除去債務	1,316,314
のれん	4,801,479	負債合計	18,825,874
ソフトウェア	42,454	(純資産の部)	
その他	50,793	株 主 資 本	2,907,463
投資その他の資産	2,926,964	資 本 金	30,000
関係会社株式	399,577	資 本 剰 余 金	1,485,964
長期貸付金	49,824	資 本 準 備 金	10,218
長期前払費用	31,179	その他資本剰余金	1,475,746
差入保証金	1,005,438	利 益 剰 余 金	1,391,498
繰延税金資産	1,440,945	その他利益剰余金	1,391,498
		繰越利益剰余金	1,391,498
		新株予約権	6,264
資産合計	21,739,602	純資産合計	2,913,728
		負債純資産合計	21,739,602

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		18,721,140
売上原価		8,405,040
売上総利益		10,316,100
販売費及び一般管理費		9,231,097
営業利益		1,085,002
営業外収益		
受取利息	11,812	
受取配当金	210,400	
その他	40,883	263,095
営業外費用		
支払利息	260,039	
その他	10,805	270,844
経常利益		1,077,253
特別損失		
減損損失	348,958	
固定資産除却損	5,095	354,053
税引前当期純利益		723,200
法人税、住民税及び事業税	828,575	
法人税等調整額	△1,496,874	△668,298
当期純利益		1,391,498

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書
 (2025年1月1日から
 2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新株予約 権	純資産合 計
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	株主資本 合 計		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利益剰余金			
当 期 首 残 高	100,000	-	6,150,000	6,150,000	△4,754,472	1,495,527	7,344	1,502,872
当 期 変 動 額								
当 期 純 利 益	-	-	-	-	1,391,498	1,391,498	-	1,391,498
新 株 の 発 行	10,218	10,218	-	10,218	-	20,437	-	20,437
減 資	△80,218	-	80,218	80,218	-	-	-	-
新 株 予 約 権 の 失 効	-	-	-	-	-	-	△1,079	△1,079
資本剰余金から利益剰余金 への振替	-	-	△4,754,472	△4,754,472	4,754,472	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	△70,000	10,218	△4,674,253	△4,664,035	6,145,970	1,411,935	△1,079	1,410,856
当 期 末 残 高	30,000	10,218	1,475,746	1,485,964	1,391,498	2,907,463	6,264	2,913,728

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準および評価方法

1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

①商品

婚礼衣裳

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）を採用しております。

その他

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）を採用しております。

②原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）を採用しております。

(2)固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	1年～41年
構築物	1年～20年
車両運搬具	5年～6年
レンタル衣裳	2年～8年
工具、器具及び備品	2年～15年

2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、のれんについては15年、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3)引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

3) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用の発生に備えるため、翌事業年度に発生すると見込まれる額を計上しております。

4) 役員賞与引当金

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(4)収益および費用の計上基準

「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (6)会計方針に関する事項 13) 収益」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

また、主な財またはサービスごとの収益の認識時点は、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記 (2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」をご参照ください。

(5)その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 追加情報

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第 36 号 2018 年 1 月 12 日。以下「実務対応報告第 36 号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第 36 号第 10 項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

(1)権利確定条件付き有償新株予約権の概要

1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

種類	第 1 回新株予約権
付与日	2017 年 7 月 7 日
付与対象者の区分および人数 (名)	当社取締役 3 当社子会社取締役 4
付与数 (株)	1,546,800
権利行使期間	2017 年 7 月 7 日から 2027 年 7 月 6 日
権利確定条件	当社の普通株式の 1 株当たりの価額が 625 円を上回る場合等、割当契約に定める諸条件の達成により権利行使可能となります。ただし、割当日から行使期間の最終日までの間において当社普通株式の 1 株当たりの価額が 250 円を一度でも下回った場合、本新株予約権は行使できないものとなっております。

(注) 2023 年 5 月 25 日付で普通株式 1 株につき 200 株の割合とする株式分割による分割後の株式数に換算して記載しております。

2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模およびその変動状況

①ストック・オプションの数

	第 1 回新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	1,813,400
付与	—
行使	—
失効	266,600
満期消滅	—
未確定残	1,546,800

②単価情報

権利行使価格(円)	250
行使時平均株価(円)	—

(2)採用している会計処理の概要

1) 権利確定日以前の会計処理

- ① 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。
- ② 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上しております。

2) 権利確定日後の会計処理

- ① 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本へ振替を行います。
- ② 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上します。この会計処理は、当該失効が確定した期に行います。

(株式会社エスクリの吸収合併)

当社は、2025 年 11 月 14 日開催の取締役会において、当社及び株式会社エスクリが、両社の経営を両社対等の精神の下で統合することを決議し、当社を吸収合併存続会社、エスクリを吸収合併消滅会社とする吸収合併に係る合併契約を締結いたしました。

(1)取引の概要

「連結注記表 12. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(2)会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき会計処理を行います。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで区分掲記しておりました「支払手数料」(当事業年度は、8,386千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

固定資産の減損会計を適用するに当たっては、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として拠点を基礎として資産のグルーピングを行っております。これらの固定資産の帳簿価額のうち、減損の兆候のある拠点のセグメント別金額は下記のとおりであります。なお、減損損失の金額は「6. 損益計算書に関する注記(2)減損損失」をご参照ください。

(単位：千円)

	固定資産
ブライダル事業	1,069,118
レストラン特化型事業	—
合計	1,069,118

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

固定資産のうち減損の兆候がある拠点の固定資産について、帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フローの総額を比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

のれんについては、のれんを含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額と、より大きな単位から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とを比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは中長期の事業計画を基礎に算出しており、事業計画の主要な仮定は、将来の受注組数および1組あたりのゲスト数であります。

③ 翌事業年度以降の計算書類に与える影響

主要な仮定である将来の受注組数または1組あたりのゲスト数が計画を大幅に下回った場合には、翌事業年度以降の計算書類において、減損損失を計上する可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産および担保に係る債務

1) 担保に供している資産

建物	1,434,066 千円
土地	1,563,218 千円

2) 担保に係る債務

短期借入金	1,000,000 千円
1年内返済予定の長期借入金	1,728,920 千円
長期借入金	6,478,349 千円

(2)有形固定資産の減価償却累計額

9,622,219 千円

(3)保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社 プロスダイニング 252,144 千円

(4)資産の額から直接控除している貸倒引当金の額

関係会社短期貸付金 267,604 千円
流動資産（その他） 15,214 千円

(5)関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 444,623 千円
短期金銭債務 389,358 千円

6. 損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高

営業取引による取引高 3,646,029 千円
営業取引以外の取引による取引高 241,190 千円

(2)減損損失

当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額（千円）
熊本モノリス (熊本市南区)	事業用資産	建物	295,243
		構築物	46,254
		工具、器具及び備品	6,250
		その他固定資産	1,209
		小計	348,958
合計			348,958

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類および数
普通株式 558 株

8. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
賞与引当金	141,093
株主優待引当金	30,428
未払事業税	64,692
減価償却超過額	1,448,092
資産除去債務	465,975
関係会社株式評価損	135,063
固定資産評価差額	117,175
その他	164,206
繰延税金資産 小計	2,566,727
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△765,113
評価性引当額 小計	△765,113
繰延税金資産 合計	1,801,614

繰延税金負債

資産除去債務	△143,327
固定資産評価差額	△217,340
繰延税金負債 計	△360,669
繰延税金資産の純額	1,440,945

(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6%
(調整)	
住民税均等割	1.0%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.1%
のれん償却額	38.3%
評価性引当額の増減	△149.9%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△5.9%
その他	△1.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>△92.4%</u>

(3)法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.6%から35.4%に変更し計算しております。この変更による影響は軽微であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記 子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 タイムレス	直接 100.0%	役員の兼任 婚礼事業の外注	引出物の仕入 (注2)	924,886	買掛金 未払金	93,716 4,519
	株式会社 MARRY MARBLE	直接 100.0%	役員の兼任 婚礼事業の外注	写真、映像 製作の外注 (注2)	1,181,598	買掛金	157,587
	株式会社 花乃店千樹園	直接 100.0%	役員の兼任 婚礼事業の外注	装花の外注 (注2)	739,227	買掛金 未払金	65,298 2,856
	株式会社D o	直接 100.0%	役員の兼任 広告宣伝の外注	広告宣伝の外注 (注2)	277,385	未払金	31,426
	株式会社 アンドユー	直接 100.0%	役員の兼任 婚礼衣装事業の 斡旋	参列衣裳の斡旋 (注2)	97,852	売掛金	9,906
	株式会社 LURRA	直接 100.0%	役員の兼任 旅行業の業務 委託	宿泊販売業務の 委託(注2)	6,918	未払金	993
	ISLAND LABEL HAWAII,INC.	直接 100.0%	役員の兼任 資金の貸付	利息の発生	6,770	関係会社 短期貸付金 (注3、4) 未収利息 (注3)	267,604 18,137
	NOVARESE VIETNAM CO.,LTD	直接 100.0%	役員の兼任 資本金の出資	—	—	未収入金	29,122
持分法 適用関 連会社	株式会社 ホロニック	直接 22.0%	役員の兼任 婚礼衣装の販売 婚礼商品の販売	婚礼商品の 販売(注2)	176,896	売掛金	15,574

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

上記各社との取引については、両者協議のうえ、契約等に基づき決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

3. ISLAND LABEL HAWAII, INC.への関係会社短期貸付金および未収利息に対し、282,819千円の貸倒引当金を計上しております。

4. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記 (2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額	116円30銭
1株当たりの当期純利益	55円55銭

12. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1)当該資産除去債務の概要

挙式・披露宴会場等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2)当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3年～20年と見積り、割引率は0%～2.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3)当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	1,303,037
有形固定資産の取得に伴う増加	6,220
時の経過による調整額	7,056
期末残高	1,316,314

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月13日

株式会社ノバレーゼ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根 本 剛 光
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	黒 須 健 太

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノバレーゼの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ノバレーゼ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年2月13日

株式会社ノバレーゼ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根 本 剛 光
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	黒 須 健 太

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノバレーゼの2025年1月1日から2025年12月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第10期事業年度の取締役における職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、社内担当部門からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月13日

株式会社ノバレーゼ 監査役会
常勤監査役 吉川 滋
監査役 平地 辰二
監査役 辻角 智之

(注) 常勤監査役 吉川滋、監査役 平地辰二及び辻角智之は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上